

令和2年12月10日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	10 番	伊 東	茂
2 番	池 田	廣 志	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美
9 番	勝 屋	弘 貞			

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 川	清 高
事 務 局 長 補 佐	樋 口	貴 司
議 事 管 理 係 長	小 野 原	竜 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市	藤	田	洋	一 郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	松	林		聡
市	民	橋	村	直	子
産	業	土	井	正	昭
建	設	寺	山	靖	久
総	務	岩	下	善	孝
総	務	江	頭	憲	和
企	画	田	崎		靖
企	画	川	原	逸	生
税	務	山	口	徹	也
保	険	広	瀬	義	樹
保	険	寺	山	理	津 子
福	祉	中	村	祐	介
商	工	江	島	裕	臣
都	市	山	浦	康	則
都	市	藤	井	節	朗
水	道	染	川	康	輔
教	育	山	崎	公	和

令和2年12月10日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和2年12月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	4 杉 原 元 博	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定住、関係人口の拡大に向けた取組みを <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和2年度企業説明会について (2) かしまビジネスサポートセンターのこれまでの成果 (3) 地域おこし協力隊の募集について (4) サテライトオフィスの誘致について 2. 高齢者の安全確保と見守り支援について <ol style="list-style-type: none"> (1) 進行する高齢化の対策について (2) 認知症サポーター養成講座の実施状況について (3) 認知症カフェ（オレンジカフェ）の実施状況について (4) 高齢者見守り支援シール事業の実施について
2	14 松 尾 征 子	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険20年、第8期介護保険事業計画に向けての取組みについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護保険料の引き下げを実現してほしい。 2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止の抜本的強化を <ol style="list-style-type: none"> (1) 無症状の感染者を把握、保護するため、集中的検査体制の整備をしてほしい。 (2) 医療機関、高齢者施設、保育園、幼稚園、学校、放課後児童クラブなどクラスターが発生すれば、大きな影響が出る可能性がある。定期的な検査などを行い、事前に防ぐ努力をしてほしい。 (3) 市民の生命と健康を守るために、鹿島市に保健所を建設するように県に要求してほしい。 3. 市民会館について <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民会館としての役割が十分果たせる施設で、今日の鹿島市の財政状況、市民の生活状況にあった取組みをしてほしい。
3	13 福 井 正	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新型コロナウイルス感染症の鹿島市経済・財政への影響について <ol style="list-style-type: none"> (1) 鹿島市経済の状況認識について (2) 令和3年度の鹿島市財政の歳入見通しについて (3) 令和2年度の水道使用量と料金収納状況について 2. 鹿島市民会館建設について <ol style="list-style-type: none"> (1) 財源について (2) 今後の建設スケジュールについて 3. 鹿島市西部中学校・東部中学校の校則について <ol style="list-style-type: none"> (1) 佐賀県弁護士会から佐賀県教育委員会への中学校校則問題の申し入れについて (2) 鹿島市西部中学校・東部中学校の校則見直しについて

順番	議員名	質問要旨
4	1 中村 日出代	<p>1. 第七次鹿島市総合計画について</p> <p>(1) 混雑軽減を目的とする西牟田地区（商業地）の道路整備について</p> <p>① 現在までの進捗状況について</p> <p>② 令和6年度完了のスケジュールについて</p> <p>(2) 老朽危険空き家の対応について</p> <p>① 老朽危険空き家の相談件数について</p> <p>② 鹿島市空き家等の適正管理に関する条例について</p> <p>③ 空き家等対策の推進に関する特別措置法について</p> <p>(3) 効果的な教育活動を行うための教職員の働き方改革の推進と資質の向上について</p> <p>① 学校における働き方改革に関する緊急対策について</p> <p>平成29年12月26日文部大臣決定</p> <p>② 働き方改革に関する中央教育審議会答申について</p> <p>平成31年1月25日付け</p> <p>③ 働き方改革のための取り組み状況調査回答について</p> <p>令和元年7月1日現在 県教育委員会</p> <p>④ 教員の資質能力の向上について</p> <p>平成27年12月21日中央教育審議会（答申）</p> <p>⑤ 佐賀県公立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標について</p> <p>令和2年度第1回佐賀県教員研修検討委員会（参考資料）</p> <p>⑥ 市教育委員会の市教育行政への権限と役割について</p>

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。現在の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（角田一美君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

それでは、通告順により順次質問を許します。4番杉原元博議員。

ここで申し上げます。杉原元博議員の一般質問で議場モニター映像の使用を許可します。

○4番（杉原元博君）

おはようございます。4番議員、杉原元博でございます。通告に従い、一般質問をいたします。

早いもので本年も残すところ、二十日ほどとなりました。私個人としてはこの1年、特に時間がたつのが早く感じられたという印象です。私たちがいまだ経験したことのない新型コ

コロナウイルス感染症、さらに追い打ちをかけたように7月豪雨とその後に続いた台風9号、10号がもたらした自然災害による被害もあり、日常生活が一変した1年となりました。

コロナ感染の影響は大きく、いまだに飲食業界や旅行、観光業界をはじめ、多くの企業、また個人事業者にとって厳しい経営環境が続いています。一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と経済の回復を願うものです。

鹿島市においては、新型コロナウイルス感染症の経済対策として、前回公表だった「家めしキャンペーン」、その第2弾として、「家めし&店のみキャンペーン」が始まっております。市民の皆様の家計の助けになり、市内の飲食店や生鮮食品、酒店への後押しともなる「家めし&店のみキャンペーン」を多くの方々に利用していただきたいと思っております。

私たちの生活様式を一変させ、地域経済にも大打撃を与えている新型コロナウイルス感染症の中で、これまでの大都市集中から、密ではない自然豊かな地方へと人の流れを変えていくことができないかと考え、今回、定住人口、関係人口の拡大に向けた取組について最初に質問をいたします。

来年度から始まる第七次鹿島市総合計画の中でも、交流人口、関係人口、移住・定住人口の増加を図るとされています。コロナ禍で今は減少しているものの、国内外からの観光客や地域間交流による交流人口、また、地域や地域の人々と多様に関わり、地域を応援してくれる関係人口の増加、さらには、移住・定住に結びつくような取組が今後ますます必要になってくると感じています。

初めに、定住人口、関係人口の拡大に向けた取組について、総務部長に伺います。

2点目の質問は、高齢者の安全確保と見守り支援についてです。

少子・高齢化の波は年々深刻さの度合いを増し、高齢者を支える地域包括支援センターをはじめ、行政や地域での役割、サポートがますます重要になってきています。事前に資料、データとして、鹿島市の65歳以上、それと、75歳以上の後期高齢者の過去5年間の推移、人数と高齢化率をいただいています。鹿島市においても確実に高齢化が進行している状況であり、この状況に対し、市としてどのような対策を取っていかれるのか、まずお聞きをします。

以上で最初の総括質問を終わります。その後、一問一答で質問してまいりますので、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。大代総務部長。

○総務部長（大代昌浩君）

おはようございます。最初の定住人口、関係人口の拡大に向けた取組についてお答えします。

まず、将来人口に対する考え方について申し上げたいと思います。

鹿島市の人口減少対策に特化し、基本的な方向、そして施策を示したのが、平成27年に策

定しました第1期鹿島市まち・ひと・しごと総合戦略であり、その中に定住促進と交流人口の拡大、それから、若者の定住を促し、安心して結婚、出産、子育てができる環境づくりの推進という目標を掲げ、取り組んでまいりました。

今度の第七次総合計画は、まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に策定し、相互に整合性を持たせることとし、総合計画を形成している基本計画の各分野の中に仕事づくり、人づくり、まちづくりに特化した施策、事業に取り組むこととしております。また、第七次総合計画は、基本的にまちづくりの方向性としましては第六次の計画と大きく変わるものではありません。したがって、定住人口、関係人口の拡大に向けた取組についても、第六次で取り組んだ各種施策を継続していくものでございます。

幾つか例を挙げますと、第六次では、これまでの地域間交流を大切にしながら、本市と歴史的なつながりを持つ地域と新たな交流を進め、イベントや各種大会を通じて交流人口の拡大につなげ、国内外の友好都市などとの交流促進や鹿島を応援してくれる人、そして、ふるさと納税の推進や移住を考えている人への情報発信を、また、昨年度から実施している若者のふるさとへの愛着形成と住み続けたいまちを目指した地域とつながる高校魅力プロジェクトや企業説明会などを引き続き実施し、さらに、第七次で企業版ふるさと納税に取り組むこととしています。

また、定住対策では、U I J ターンや鹿島市の居住希望者の定住促進のため、北鹿島地区に子育て世帯向けの住宅を整備いたしました。今後も引き続き市営住宅跡地の利活用、それから空き家バンク制度の普及により、空き家情報提供に取り組んでいくこととしております。

そのほかにも様々な施策に取り組んでまいりたいと考えております。

これまでの第六次の計画では、人口の将来展望として人口減少幅をできるだけ小さくしながら、将来にわたる急激な人口減少のカーブを緩やかにさせていくことを将来展望の考え方としておりました。そういう中で、人口ビジョンについては2015年度に策定し、2060年度までを推計しており、2020年度までをしてみると、推計値とほぼ同水準で推移しており、今後、さらに人口減少幅が大きくなることが予想されますので、総合計画の中の各種施策に取り組むことにより、できるだけ人口減少幅を小さくし、将来にわたる長期的なまちづくりをと考えているところでございます。

○議長（角田一美君）

寺山保険健康課参事。

○保険健康課参事（寺山理津子君）

私のほうからは、2点目の進行する高齢化に対して、鹿島市としての対策についてお答えします。

まず初めに、鹿島市の高齢者の状況でございますが、令和元年度末で人口は2万8,760人、

65歳以上の高齢者人口は9,303人、高齢化率32.35%となっています。人口の推移は、平成27年度から5年間で1,601人減少し、65歳以上の高齢者人口は389人増加しております。高齢化が進んでいる状況でございます。このような状況から、鹿島市ではいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域包括ケアシステムの取組を進めているところでございます。

具体的な取組としましては、大きく分けて5つを重点に取り組んでおります。

まず1つ目として、ロコモ予防教室などの心身の状況に応じて行う介護予防教室をはじめ、健康相談、健康診査など、介護予防、健康づくり、重症化の防止を推進してまいります。

2つ目の生活支援としてのヘルパー派遣、見守りを兼ねた配食サービスなど、今後も在宅での生活支援の充実を図ってまいります。

3つ目として、老人クラブの友愛活動やシルバー人材センターの活動がさらに活発になるように支援をすることで、高齢者の生きがいつくりの推進を図ってまいります。

4つ目として、認知症サポーターの養成や認知症カフェなど、認知症になっても地域で安心して生活できる体制を整えてまいります。

5つ目として、医療や介護関係者、地域の代表者などによる地域ケア会議の開催により、関係者との連携やサービス提供者のスキルアップを図り、高齢者の自立支援を推進してまいります。

さらに、介護職員の就職支援など、今後も取組を進めてまいりたいと思います。

今後も区長、民生委員、老人クラブ、ボランティア、社会福祉協議会、医療や介護の関係者、民間事業者などの皆様と連携しながら高齢者の支援を推進してまいります。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

それでは、最初の質問であります定住人口、関係人口の拡大に向けた取組について、一問一答で質問してまいります。

まず、一昨年から実施しております高校2年生を対象とした企業説明会について質問をいたします。

参加企業、事務所がおよそ20社、参加した高校生が160名余りで、昨年の2回目は保護者の方も参加をされておりました。私は一昨年の企業説明会に最初から最後まで出席し、聞いておりました。参加した生徒たちは皆さん真剣に聞いており、企業側もそれぞれ短時間ではありましたが、会社の特徴や業務内容などを非常に分かりやすく説明され、参加した生徒の多くが直接企業から説明を受けてよかったとの感想であったと聞いております。

来年2月に企業説明会を実施予定だと思っておりますが、コロナ禍の中であり、難しい対応もあると思っております。どのような形で企業説明会を実施されるのか、お尋ねをいたします。

昨年同様に、保護者の方も参加対象となるのか、呼びかけをする高校、また、説明会に参加予定の企業や事業者等、現在分かる範囲で答弁をよろしく願いいたします。

○議長（角田一美君）

松林総務部理事。

○総務部理事（松林 聡君）

御質問にお答えをいたします。

令和2年度の企業説明会につきましては、現段階では例年どおり令和3年2月4日に鹿島市生涯学習センターエイブルで開催をすることとしております。現状のコロナ禍を踏まえ、感染防止対策を講じた上で、会場を2つに分けまして、時間も午後1時半から4時までということで実施をしていくこととしております。

また、当日にコロナ禍の影響等で来場できなかった高校生向けとしまして、当日の企業説明会の模様を録画し、後日、3月中になると思いますけれども、リモートで配信を行うこととしております。

呼びかけを行いました高校は、鹿島高校、嬉野高校、太良高校、佐賀農業高校、白石高校の5校でございます。保護者も対象としております。

参加企業につきましては、現時点で非製造業15社、製造業14社、合わせて29社が参加の予定となっております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

この企業説明会は鹿島の企業を広く知っていただくためにも、今行っています対象を高校2年生だけでなく、例えば、佐賀大学であるとか西九州大学、あるいは短期大学、そういった県内の大学、あるいは隣接する大学、長崎大学とか久留米大学あたりにまで対象を広げて呼びかけたらいかかと思っております。

今はコロナ禍でもあり、今度の企業説明会には非常に難しいと思っておりますが、今後、企業説明会の参加対象枠を広げていく考えがないか、お尋ねをいたします。

○議長（角田一美君）

松林総務部理事。

○総務部理事（松林 聡君）

御質問の参加対象枠の拡大につきましては、令和2年度につきましては主に3つの取組を主体にやっております。

まず1つ目としまして、地元の鹿島高校、普通科の参加について、これまでも学校長に重ねてお願いをしてきておりまして、学校長からは前向きに生徒へ懇話を行うという回答をい

ただいております。

2つ目としまして、当日に来場できなかった高校生向けに、当日の企業説明会の模様を録画しまして、リモートで配信を行うということをしております。

さらに、3つ目としまして、リモートの配信につきまして、そのサイトを紹介するパンフレットを来年1月10日に開催されます鹿島市の成人式におきまして配布し、成人者へ地元企業のPRを行うということも考えているところでございます。

このように、令和2年度につきましては3つの取組を主体的に行っておりまして、御提案のありました県内の大学等への呼びかけにつきましては、今現在、佐賀県の産業人材確保プロジェクト推進会議でリモートで実施されているところでありますが、鹿島の企業におきましても、大卒の採用者の企業——高卒の採用者というところが主体になっておりまして、そこをちょっと分けて検討する必要もあるということで、今年度につきましては、会場等の収容のキャパシティの関係もございますので、次年度以降、そのあたりを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

分かりました。

この企業説明会で多くの高校生の方がやはり鹿島の優良な企業のことを知っていただく、非常にいいことだと思っております。

そしたら次に、鹿島ビジネスサポートセンターについて質問をいたします。

鹿島ビジネスサポートセンターが商工会議所内に設置をされて6年近くなります。毎年10,000千円もの予算を計上し、経営などの専門家にも定期的に来ていただき、また専門の相談員を配置しながら日々運営をされております。

これまでにビジネスサポートセンターに相談をされ、新たに起業された件数、また業務内容を改善された件数並びにモデルケースとなり得るような成功事例等について、開設からこれまでの成果についてお伺いをいたします。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

それでは、今年で6年目となります鹿島ビジネスサポートセンターの取組でございますけれども、開設年度の相談件数が年間269件でございました。年を追うごとにこの件数が増加しておりまして、令和元年度におきましては年間749件、実企業数が168社の経営課題に関する相談を受け付け、個別伴走型の事業者支援を行ってきたところでございます。

本年度に関しましても、10月末時点でございますけれども、586件、実企業数188社の相談

に対応し、コロナ禍におけます厳しい経営環境の中、事業継続に取り組んでおられる中小企業、小規模事業者の皆様のサポートを行ってきたところでございます。

これまでの支援事例の中で、具体的な成果を幾つか御紹介させていただきますけれども、まず1つ目に、菓子製造販売事業者の支援事例でございますけれども、商品の開発、販売をサポートしていきます中で、製造現場の見直しと補助金を活用しました機器の導入によりまして、生産性の向上を図るとともに、トレーサビリティの管理体制の強化を行ったことによりまして、バイヤーとの商談が成立しております。さらには、ネットショップも併せて開設をいたしまして、相談開始の時点から45%の売上げアップにつながったという事例がございます。

また、食品製造事業者の支援事例では、商品そのものは見直さず、顧客ターゲットを絞った商品パッケージの見直し等を支援したことによりまして、前年比25%増の売上げを達成したという事例などもございます。

そのほか、飲食店の支援事例では、こちらも商品そのものは見直しておりませんが、マーケティングを見直しまして、鹿島市を訪れるビジネス客をターゲットとして新規顧客の獲得に向け、店舗の側面に新たな看板を設置するとともに、メニュー表などの改良に取り組んだことによりまして、これも前年比30%増の売上げを達成したという事例がございます。

また、操業とか起業につきましては、ビジネスサポートセンター開設当時の操業に関する相談件数は年間21件でございましたけれども、令和元年度は82件と約4倍に増加したところでございます。

また、昨年度からでございますが、市内金融機関の皆様とも連携しまして、鹿島操業塾の取組をスタートしたところでございます。昨年度の操業塾の受講者が8名いらっしゃいました、そのうち2名の方が新たに起業されております。スポーツ事務とカフェを開業されたところでございます。今年度もこの操業塾を行っておりまして、現在28名の方が受講をされております。

もちろん、この操業塾を開設する以前からサポートセンターにおいて操業支援を行っておりまして、平成29年度におきましては飲食業と菓子製造販売の2件、平成30年度は飲食業の1件、令和元年度は先ほど申しました操業塾受講者の2件に加えまして、飲食店の開業の1件があつておりまして、合わせて6件の操業支援事例がございました。

本年度は、コロナ禍にありましても飲食業1件の操業支援事例がありまして、全ての創業者の皆様が現在も事業を継続されておるところでございまして、ビジネスサポートセンターでは操業後のアフターフォローにつきましても注意深く行っておるところでございます。

今後も操業、起業意欲のある方の支援サポートに努めながら、さらには、既存の事業者の皆様様の経営改善や売上拡大をサポートして地域経済の持続的な発展を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

詳細に説明をいただき、ありがとうございます。

年々相談件数も増え、開設時の相談件数より全体では約3倍近く、また操業に関する相談が4倍にまで増えている状況で、操業事例や成功事例もあり、よかったと思っております。また、操業塾の受講者も昨年の8名から28名とおっしゃったですかね、大きく増えて、開業につながっているケースもあり、大変喜ばしいことだと思っております。

鹿島市のように、商工会議所の中にビジネスサポートセンターが設置されているというケースは、恐らく全国的にも珍しいケースだと思っております。市内で新たに会社や事務所を立ち上げられるとか業務改善して会社の成長に結びついていかれるように今後もしっかりと見守りながら後押しをしてまいりたいと思っております。

次に、地域おこし協力隊について質問をいたします。

鹿島市にはこれまで1名の方が地域おこし協力隊として約2年間、肥前浜宿をはじめとした地域のPR活動をしてこられました。国の地方創生の一環として始まった地域おこし協力隊、この制度をもっと積極的に活用していただきたいと思っております。

コロナ禍の現在、田園回帰の動きが活発化し、自然豊かな地方の田舎暮らしの魅力が再発見されつつあることに期待を込め、都会に住む若い人たちの力を少しでも活用できればとの思いがあります。

人口がおよそ3,800人ほどの高知県の土佐町では、2012年に初めて地域おこし協力隊を迎え入れ、これまで12名の協力隊が任期を終えて、現在は15名が活動をしています。活動の分野は、林業や教育、スポーツ、高校魅力化事業、観光振興事業、情報発信やデザイン事業など、多様で非常に個性があります。協力隊の皆さんがそれぞれの視点と思いを持って土佐町と向き合っておられます。鹿島市ももっと積極的に協力隊員を募集し、地域の活性化を図っていくべきだと思いますが、答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

議員から御紹介がありましたように、地域おこし協力隊とは、地方自治体において都市から過疎地域等へ生活の拠点を移した者を各自治体が委嘱する制度であります。おおむね1年から3年の期間で地域に居住し、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域

への定住・定着を図る取組となっております。

鹿島市ではこれまで1人の地域おこし協力隊を募集し、採用した実績がございます。業務の内容は、肥前浜宿の歴史的町並みや文化、産業、イベント等の情報をより魅力的かつ効果的に発信、PRすることで知名度の向上と交流人口の増加につなげるための活動を行うことを目的に募集をし、平成29年度に採用を行ったものであります。

活動の期間は、平成29年7月から令和元年5月までの約1年10か月間の活動をされました。

活動の内容は、自身のIT技術を活用し、鹿島市の支援をしたいとの思いにより、観光ホームページの作成をメインの業務とされておられました。

市としては3年間の活動の期間を想定しておりましたが、ホームページ等が想定より早く完成し、本人は達成感を持ち、退職されたと聞いておるところであります。

鹿島市の協力隊募集の考え方でございますが、地域おこし協力隊については地方創生、移住・定住の一つの取組と考えているところでもあります。協力隊の募集に当たっては、まずどのような分野で活動を行ってもらうのか、何の業務に取り組んでもらうのかを決める必要があるのではないかと考えているところでもあります。

全国的に事例を見てみると、かなり広い分野での取組もされているようですので、今後、鹿島市でも庁内で協議し、協力隊に適した業務があれば、採用の検討を行いたいと考えているところでもあります。

地域おこし協力隊は、その制度開始から10年が経過し、募集を行う自治体も増加している状況にあります。多数の協力隊を採用する市町がある一方、募集の内容によっては応募が少なかったり、移住・定住に結びつかないなどの課題もあるようでございます。国の財政支援もあることから、先ほど申し上げましたように、鹿島市での協力隊の採用については今後検討していきたいと考えているところでもあります。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

地域おこし協力隊ですが、成功例とか失敗例とか、また様々な課題も抱えていると思いますが、地域の活性化のために、また定住や関係人口の拡大に向けて、さらにコロナ禍でもありますので、地方移住のチャンスと捉えて、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

今年はコロナで委員会等での行政視察は行っておりませんが、1年以上前、昨年の秋にまちづくり対策特別委員会で行政視察をした大分県の竹田市、ここは人口が約2万人ということで、鹿島市よりも大分少ないところです。これまで地域おこし協力隊として活動された方が50名以上と多く、200人以上が移住されたということを知っております。これまでの他市

町の多くの成功事例などを参考に、若い人たちの活力をお借りし、地域の発展を目指していただきたいと思っております。

次に、サテライトオフィスの誘致について鹿島市の考えをお聞きいたします。

サテライトオフィスとは、企業本社や官公庁、団体の本庁舎、本部から離れたところに設置されたオフィスのことで、ちょうど本家を中心として見たときに、惑星を周回する衛星、サテライトのように存在するオフィスという意味から命名されたものです。

コロナ禍でテレワークや在宅勤務など、多様な働き方が注目を浴びている昨今ですが、地元の人材雇用や定住人口、関係人口につながる可能性のあるサテライトオフィスの誘致にも取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

お答えいたします。

現在、佐賀県、また鹿島市もですけれども、広大な用地を必要としない事務系でありますとかIT関連企業及びサテライトオフィスの誘致にも取り組んでいるところでございます。県の企業誘致に関する取組方針の中でも、IT関連企業を中心とします事務系企業など、県内高校生や大学生等の地元就職やUIJターンを誘発するような企業の誘致を推進することとされておるところでございます。この取組を後押しするため、佐賀県におきましてはビジネス支援サービス業でありますとかバックオフィス運営事業に取り組む企業の進出に際しての優遇措置など、様々な優遇措置を用意して企業誘致に取り組んでおられるところでございます。

鹿島市の近年におけます事務系企業の誘致を申し上げますと、平成21年にコールセンターが操業開始されたところでございます。また、平成22年以降も県の首都圏事務所等と連携しまして誘致活動に取り組んでまいりまして、年間一、二件程度は市内空き物件などのマッチングまでに至ったということはありますけれども、結果的には進出までには至らなかったというところでございます。

そのような中でありますけれども、昨年1月に10年ぶりにIT関連のベンチャー企業でありますinaho株式会社様が本市に進出をされまして、この成功の要因としましては、空き物件とのマッチングでありますとか支援策、また進出に当たってのサポート体制などが功を奏したものと考えております。

現在もこのような誘致活動は継続して取り組んでおりまして、今年も1月から2月にかけて東京のほうで開催されましたサテライトオフィスマッチングセミナーというのがありますけれども、これに鹿島市単独でブースを出展したほか、都内の事務系及びIT関連企業5社を訪問しまして業界の動向等をお聞きするなど、誘致活動を行ったところでございます。

こうした取組を後押ししますように、今年度、佐賀県ではIT関連産業誘致プロモーション事業というのが立ち上げられまして、鹿島市を含みます県内7つの市町が重点地域として位置づけられまして、IT関連企業誘致の支援を行っていただいております。

具体的には、企業向けのPRツールの作成の支援などを行っていただいております。まさに昨日ですけれども、12月9日にはオンラインによるマッチングイベントが開催されまして、地方拠点を検討されています企業様向けのプレゼンテーションを行ったところでございます。

また、今月23日にもオンラインによります商談会に出展の計画をいたしております。企業側の意向、条件が整い次第、本市空き物件とのマッチングにつなげていきたいと考えております。今後も引き続きサテライトオフィス及びIT関連企業等の誘致活動に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

鹿島市においても今答弁にありましたように、地元雇用の促進であるとか若者の流出を防ぐ、あるいは流入増を図るために事務系やIT関連企業の誘致活動に取り組んでおられるということでございます。

このサテライトオフィスの設置状況ですが、令和元年度末現在で全国で654か所、187の市町村で開設をされています。都道府県別では北海道が74か所と最も多く、次に徳島県の67か所、沖縄県52か所と続きます。四国4県の市町村の中で最も面積が大きい徳島県の三好市、ここは人口が約2万4,000人のまちですが、サテライトオフィス誘致に積極的に取り組んでおられます。

〔映像モニターにより質問〕

長年親しまれた老舗の旅館をリノベーションして、そこに6社——今映像が写っておりますが、ここが元の老舗旅館になります。この旅館の中に6社、それと、あとの2社は学校の廃校になったところ、そういった施設を利活用されております。

こちらのほうは大阪に本社がある株式会社ビヨンドというオフィスでございます。

このようなオフィスがこの老舗旅館の中に6社入っているような状況でございます。

それから、こちらの映像は株式会社あしたのチームが三好市内でワーケーションを推進しているところでございますが、このワーケーションというのは働きながら休暇を取るというふうなことで、ワークとバケーションからつくられた造語であります。リゾート地や観光地を利用して、休暇を楽しみながら働くということでございます。

また、佐賀県におきましては嬉野市で3か所、サテライトオフィスを誘致されておりますが、こちらは誘致ビルになります。ちょうど嬉野医療センター近くの企業誘致ビルですが、

このビルの中に2か所あります。1つはペット保険の会社、もう一つは医療事務関係の会社が入っています。

こちらは企業誘致ビルの2階の休憩スペースになります。

また、嬉野市内にはもう一か所、これは大型旅館の和多田別荘、今客室を使っていないところを利用して、10年計画で東京のウェブ制作会社が今年4月から嬉野支社として業務を開始されております。

そのほかにも伊万里市とかでビジネス支援オフィスがあり、活動をされている様子です。

サテライトオフィスの事務所としても使えそうな空き家、空き店舗の数を資料として事前にいただいておりますが、この資料によれば、西牟田や中牟田、あるいは乙丸、市内の中心部を中心に10戸ほどの物件があるようです。今後、サテライトオフィスの誘致について積極的に取り組んでいただきたいことをお願いして、最初の質問を終わります。

次に、大きな2項目めの高齢者の安全確保、見守り支援について一問一答で質問をさせていただきます。

先ほど進行する高齢化の対策について答弁をさせていただきました。来年度から取り組む第七次鹿島市総合計画は、2025年を目標年度とする5年間の市の最上位計画です。団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていけるように一体的に提供される体制が地域包括ケアシステムですが、これはますます重要度が増してくると思っております。

これからはいろんな機関との連携や地域との関わりも大切になってくると思います。行政として今後どのように地域と関わり、高齢者の安全確保と見守りについて考えておられるのか、最初の答弁と多少重複する点もあるかと思いますが、簡潔に答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

寺山保険健康課参事。

○保険健康課参事（寺山理津子君）

お答えします。

地域と連携した高齢者の安全確保と見守りについてということですが、地域包括ケアシステムを推進する取組である介護予防、在宅医療の連携会議、認知症の見守りなどに取り組む中で、区長、民生委員、老人クラブ、ボランティア、社会福祉協議会など、地域の様々な関係者の皆様と連携し、地域の支え合いによる高齢者の安全確保と見守る体制を整える地域包括ケアシステムの推進に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

次に、認知症対策について、これに絞って質問していきたいと思いますが、第七次の鹿島市総合計画で認知症サポーターの目標を令和元年度末の3,911人から5年後は4,600人とされております。

ここ数年での認知症サポーター養成講座について、年に何回ほど開催をされ、年間でどのくらいサポーターの方が増えているのかも含めて、その実施状況をまずお聞きいたします。

○議長（角田一美君）

寺山保険健康課参事。

○保険健康課参事（寺山理津子君）

認知症サポーター養成講座の実施状況につきましてお答えします。

平成19年度から実施をしておりますこの講座は、認知症に対する正しい知識と理解を持っていただき、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で見守りや手助けをしていただく認知症サポーターを増やしていくことを目的としております。実施につきましては、平成30年度の開催は11回、214人、令和元年度の開催は16回、641人、今年度は11月までで1回、7人、12月に2回の開催を予定しております。

これまでの認知症サポーター養成講座の受講者は、延べ3,918人でございます。今年度は新型コロナウイルス感染防止のために集まることが難しくなりましたので、開催が減っております。

今後は新型コロナウイルス感染予防対策に努めながら少人数で開催するなど、工夫しながら認知症サポーターを増やしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

令和元年度は実施回数も16回と多くて、641人、多くの方がサポーターになっていただいたわけですがけれども、本年は新型コロナウイルスの影響で養成講座の開催が1回しかできていないというふうなことでございました。

実は、65歳以上の5人に1人が認知症になるおそれがあると言われております。今後はサポーターの数を単に増やすだけではなくて、サポーターの役割を明確にし、活躍の場を後押ししていくことが重要だと考えております。日常生活で困り事を抱える認知症の方々とその手助けをするサポーターをつなぐマッチングの仕組みであるチームオレンジの構築を市として今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（角田一美君）

寺山保険健康課参事。

○保険健康課参事（寺山理津子君）

チームオレンジの構築のための市としての今後の取組についてお答えします。

チームオレンジは認知症サポーターを活用した認知症支援の一つであると認識しております。これまでも認知症サポーター養成講座の受講者から地域で行う認知症徘徊声かけ訓練にボランティアとして参加いただいております。このため、サポーターの皆様が地域の担い手として自分の活動を個々に考えていただくとともに、サポーターが主体的に活動できる場として、まずは認知症徘徊声かけ訓練などの参加を進めてまいりたいと考えております。

今後も地域の担い手としての認知症サポーターと連携しながら、安心して暮らせる地域づくりを目指した取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（角田一美君）

4 番杉原元博議員。

○4 番（杉原元博君）

2年ほど前に同様の質問もしましたが、認知症カフェ、いわゆるオレンジカフェについて質問をいたします。

そのときの答弁では、まだオレンジカフェが始まったばかりで、場所を定着させたい、西九州大学に委託し、年6回実施をしている。内容は情報交換が進むようにゲームや小物づくりを取り入れているとのことでした。現在も同様に実施をされているのか、その実施状況、年度内の回数や場所、内容等についてお聞きをいたします。

○議長（角田一美君）

寺山保険健康課参事。

○保険健康課参事（寺山理津子君）

認知症カフェの実施状況につきましてお答えします。

平成30年4月から取り組んでいる認知症カフェは、鹿島市ではオレンジカフェと呼んでいますが、認知症本人、御家族の方、民生委員などが参加されております。認知症カフェではミニ講和や参加者同士が情報交換できる場を設けたり、相談に応じたり、簡単な創作活動を行いながら参加者同士の交流が行われております。

実施状況につきましては、令和元年度は年に6回開催し、延べ48人、本年度は4回、延べ33人が参加されております。

場所につきましては、エイブルの和室で定着して行っております。

実施につきましては、以前は西九州大学にお願いをしておりましたが、大学の都合で今年度から専門職がいる佐賀県作業療法士会に委託して行っております。

一般の方など誰でも気軽に参加できる場として開設しており、参加者は交流しながら楽しく参加していただいているところです。

以上です。

○議長（角田一美君）

4 番杉原元博議員。

○4 番（杉原元博君）

分かりました。

認知症カフェは一般の方が気軽に参加をされている、楽しく交流されているとのことで、内容もいろいろ盛りだくさんのようであります。

最後に、高齢者の見守りネットワーク事業、高齢者見守り支援シール事業について質問をいたします。

県内では隣町の嬉野市、また多久市等で認知症等により行方不明になることが心配される高齢者の安全確保と家族や介護者の負担軽減のため、行方不明等が発生した際の安否確認を共有できるサービス、いわゆる高齢者見守り支援シール事業を始めておられます。事業開始が、嬉野市が平成30年10月1日から、多久市は本年8月から始まっております。

〔映像モニターにより質問〕

この事業内容ですが、QRコード付きのシール——今画面に映っておりますが、これは多久市のシールになります。このQRコード付きのシールを高齢者の衣服とかにアイロンで貼るタイプになりますが、衣服や、あるいはつえとかかばんや靴などの持ち物に貼り、行方不明が発生した場合に、発見した人がそのQRコードをスマートフォンで読み取ると家族や介護者へメール送信されるというものです。

また、インターネット上の「どこシル伝言板」というのを使って、発見者と介護者がお互いに連絡先などの個人情報を知らせることなく直接やり取りをすることができ、引渡しは円滑に行えます。伝言板上には対象者への対応時の注意点、例えば、呼びかけ方や身体的な特徴、既往歴等を登録することができ、発見者はそれを参照して対応することができます。氏名や生年月日、住所等、個人の特定ができる情報は登録をいたしません。また、読み取った人の個人情報がインターネット上に流出することもあります。対象者は市内在住で認知症の診断を受け、行方不明になる可能性のあるおおむね65歳以上の人で、若年性認知症の診断を受けた人も対象となります。多久市では、この事業の動画も配信をされております。

事前に資料として、鹿島市内の65歳以上及び75歳以上の過去5年間の人数と高齢化率の推移をいただいております。全体的に人口は減っているものの、65歳以上、そして75歳以上、ともに増加をしている状況であります。これからますます進行していく高齢化社会を考える中で、この高齢者見守り支援シール事業の必要性を強く感じているところでもあります。遅くとも団塊の世代が75歳以上となり、高齢化が加速する2025年までの5年間の間にこの事業を実施されることを提案いたします。

これは市民部長に答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

橋村市民部長。

○市民部長（橋村直子君）

御質問の高齢者見守り支援シール事業についてお答えします。

私もネットのほうで調べましたところ、県内では5つの市町が導入されており、嬉野市のほかに、今年から多久市と佐賀市、江北町、神崎市が導入を開始されております。このシステムについては、発見者と介護者等が直接やり取りをするので、発見されたら迅速に連絡がつくというメリットがあるようでございます。

佐賀市以外の4市町は、30人から50人分のシールを準備しておられ、実利用人数は3人から6人で、今のところ、このQRコードにより発見された事案はまだないと聞いております。これは恐らく、小さい市町は案外、隣近所、周りの人が認知症の方を把握されていて、発見されたときには連絡がつくのかなというふうに思っております。

そこで、鹿島市の高齢者の見守り支援について具体的に3つの事業を実施しております。近隣の方がネットワークをつくり、高齢者を見守っていただく愛の一声ネットワーク、電話機に専用の通報装置を設置し、緊急時にボタンを押すことで3人の協力者の方へ自動的に電話をかける緊急通報システム、弁当の配達時に安否確認をしてもらう配食サービスなどでございます。ほかにも鹿島市老人クラブ連合会が会員同士の声かけ運動として行われている友愛活動、郵便局などの民間事業所と協定を結んでおりますみまもり、各地区では食生活改善事業やいきいきサロンなど、自主的な活動も活発に行われております。

また、認知症徘徊の見守りについては、御家族の同意を得て、御本人が立ち寄りそうな場所や警察などにあらかじめ本人の特徴や対応方法、連絡先などの情報を提供しておくことで、徘徊されている方を見かけたら連絡していただく体制をつくっております。この高齢者の見守り支援には民生委員や老人クラブ、地域の方々、民間事業者など、皆様に御尽力をいただいているところでございます。

御提案いただいた高齢者見守り支援シール事業のような社会で見守る体制は、高齢化が進んでいく中で今後さらに重要となっていくことは考えられます。認知症高齢者を社会で見守る仕組みの一つの方法として、費用対効果や実効性について今後検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

実は、最近、テレビのニュースでもあっていましたが、武雄市で介護施設から出て行方不明になっている認知症の方を若い方が発見されて、警察に通報されて、無事、介護施設に戻られたというふうな事例の報道がございましたが、これから特に5年間ですね、団塊の世代が75歳以上となり、また、1960年以前に生まれた方々が65歳以上となる、一番ボリュー

ムのある世代が高齢者となってきます。鹿島市においても、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、この見守りシール支援事業もしっかり検討をいただいて、高齢者の安全確保と行き届いた見守り支援を要望して、私の一般質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（角田一美君）

以上で4番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時20分から再開します。

午前11時7分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。通告に従いまして質問をしたいと思います。

先ほど杉原議員のほうからおっしゃいましたが、いよいよ最後の定例会となりました、2020年ですね。今年は年度初めから新型コロナウイルス感染症問題から始まって、本当に誰もがここまで世界的に大きくなってとどまることを知らなくなるようなことになるというのは思わなかったと思います。これによって本当に人類全てと言っていいように生活の体系が変わる、いろんなことが大きく変わっていくというような状態になってきました。

私たちの周りの生活もそうですけど、特に経済の問題では、飲食店業界はもちろんですが、全ての業界、第1次産業まで含めてどうしていったらいいかというような現状がいまだに続いている、ますます厳しい状況になっているというような中での今年度だったのではないかと思います。

そういう中で、全国的にも病気をなさっている方、入院なさっている方、亡くなられた方がたくさんいらっしゃいますし、このようにお話をしている中でもそれがどんどん進んでいっているというのが現状ではないかと思います。全ての皆様方にお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

さらに今年は、それに追い打ちをかけるように災害も起きました。鹿島市もこれまであまりないと思っておりましたが、本当に大きな災害になり、これによって市民の皆さんも大きな打撃を与えられたと思います。

さて、国においては、御存じのように、総理が替わりました。いろんな問題がありますが、しかし、いまだに前の総理から受け継いだ桜の問題とか、それから後の学術会議の問題とか、いろんな問題が渦を巻いています。特に、一部国会議員の汚職などの問題、選挙違反の問題など、まだ解決の見通しも全くつかないというような大きな問題がありますが、そういう中

で、新たに受け継いだ菅政権が今社会問題となっているコロナ問題についてどう取り組んでいるか。国民にとっては全く当てにならない、いまだにうやむやして、何が大事なかというような、コロナの対策なんて全くないというような、そういう現状の中に今はあると思います。

そういう中で、国民は、特に地方の自治体は、国でどうにもならないことに対し、しっかりと取り組みながら、国民の命と暮らしを守るために頑張っていると思います。

さて、本題に入っていきたいと思いますが、まず、介護保険制度の問題から質問したいと思います。

介護保険制度が始まってから20年になります。2000年に始まった制度です。今介護施設はコロナにより施設の経営、さらにはそこに働く職員も大変な事態になっていると聞いています。コロナ発生前も、職員が足りないということが大きな社会問題となって進んでいきました。この件については、私も議会でその問題を何度も取り上げてきましたし、厚生労働省にも直接交渉に行きました。ところが、このような状況の中で、今年の初めから新型コロナウイルス感染症の流行です。

鹿島市では発生していませんが、施設から感染症を出さないために職員は厳しい労働を強いられています。さらに、職員不足の中で、新しい職員が入ってきても長続きしない、そういう声をたくさん聞きます。そうでしょう。普通でも大変な仕事なのに、コロナのために消毒の徹底、また、マスク着用のままでの介護の仕事です。夏の入浴介護など大変なものだったと聞きました。介護施設で働く人は、帰宅しても家に閉じ籠もり状態です。なぜなら、帰宅後、なるべく多くの人と接触しないようにとされているということです。職員だけではありません。職員の家族も、もし感染したらいけないということで、なるべく人との接触をしないように言われているということを知りました。近所とのつながりも途絶えていく状況です。職員は精神的にも肉体的にもくたくたの状況でこの1年間生活をしてこられる状況を私も直接見てきました。職員不足については、これまで明らかになっているように、賃金が一般企業に比べて低過ぎるということです。

政府は処遇改善を進めてきたと言ってきましたが、制度ができてから6回の介護報酬の改定があつておりますが、その中で4回は引下げです。これにより施設の経営は悪化して、平成19年度の平均利益率は過去最低だと聞いています。さらに、コロナによります利用控えなどにより施設の収支は大きく落ち込んできているということです。

このような中で、政府は来年からの8期目の介護報酬改定に向けた協議を行っているわけですが、財務省は11月末、介護報酬のプラス改定は保険料、利用料の負担増になる。負担増をしてまで処遇改善を進めることはない、引上げを否定したといえます。

確かに、負担増を利用者に求めることは許せません。3年ごとの保険料改定により、これまで20年間で保険料は約2倍になっています。始まったとき、第1期目の保険料は1人当た

り2,500円でした。それが20年たった7期目、1人当たり平均5,979円という状況です。ちなみに、65歳以上の被保険者数は1期目に7,600人が、7期目の今日は9,300人と高齢化が進んでいる状況が明らかです。僅かな年金で暮らす高齢者にとって、保険料は厳しいものです。僅かな収入である年金は、上がるどころか引き下げられるばかりです。このような状況ですから、受たいサービスも十分に受けられないという不満の声も聞かれます。特に2020年の介護事業所は全国的にコロナ危機のために倒産、休業、解散が進んでいると聞きます。鹿島市においては、介護事業所の実態はどのようになっているのでしょうか。

国は、8期に向けての報酬改定の視点として、感染症拡大や災害時にも必要なサービスが安定的、持続的に提供体制ということを挙げているようです。確かにそうでしょう。しかし、経営基盤の強化、災害や感染症対応で最も必要な職員の配置の充実や職員の待遇改善については何の策もありません。感染症の流行、災害に備えた計画の策定や研修、訓練、地域住民との連携などを事業所に義務づけることが挙げられていると思います。

つまり、このようなことに予算も要るわけですが、それをそのまま被保険者に割り振ることは許せることではありません。今でさえも高い保険料です。保険料を払っても利用は十分にできない。保険あって介護なしと言われるような中で、許されるものではありません。

特に今はそれぞれの施設が、軽い人たちは家に帰し、そして、重度の人、その人たちをなただけ置いて財政的な負担が来ないようにという、そういう対応だつて出てきているところがあります。つまり、今は特別な時期だと私は思います。保険財源の公費負担割合を増やして、保険料負担増をすることなしに介護報酬を引き上げることが急がれると思います。

国の方針のままだと、利用者に負担を求めることになります。必要な財政的支援を拡充することを今強く国に求めていただくことを私はお願いするものです。このことで、これからの介護報酬の引上げによりスムーズな施設運営ができるように、また、保険税の引下げが実現できるようにすることを望むものです。まず、この件についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

介護保険料の引下げの実現についてということであると思います。

保険料の決定につきましては、保険者である杵藤介護保険事務所が国が示す保険料に伴う基本的な数値を勘案し、財政運営等を考慮した上で保険料を決定されることとなります。

今後、広域圏市町村内でも高齢者の割合は高くなることが推計されております。これに伴い、介護保険の利用も増加することが見込まれます。

今後の介護保険料の在り方については、介護保険事務所のほうで第8期杵藤地区広域市町

村圏組合介護保険事務所の計画の中で策定を合わせて行われるように予定されております。

平成12年度の介護保険制度導入第1期における65歳以上のサービス利用ができる被保険者の1人当たり平均月額保険料が2,500円程度、現在の第7期の1人当たりの平均月額保険料は6千円程度でございます。2倍程度に増加になっております。これに応じて、介護給付費も導入当初は14億円であったものが、現在では28億円までに増加しております。

また、介護保険の利用を受けられる65歳以上の被保険者数も介護保険制度導入当初は7,600人であったものが、現在では9,300人まで増加しており、今後も介護保険の利用を受けられる65歳以上の被保険者人口は増加することが推計され、これとは逆に、介護保険制度を支える立場である40歳から64歳までの人口は減少傾向にあります。今後の保険料の在り方については、これらを踏まえ、保険者である杵藤地区広域市町村圏組合で検討されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまのお答え、確かにこれは市が独自でやるんじゃないで、組合のほうでやるということになるわけですがね。ただ、国もずっと言ってきました、現役世代が少なくなって高齢者が増えて、支えていかんといかんのぞというふうなことで。しかし、このままいきますと、本当にどこまで、今の状態で決めていくということになれば、どこまで伸びていくか全く分からない現状にあると思います。

こういうことになりますと、今後、介護保険制度があっても本当に受けられるようになるのかどうか、介護保険の場合は直接引かれてもおりますが、今の安い年金の中から本当に払えるようになるのかと、そういう問題も起きてくると思うんですよね。特に今、先ほども申しましたが、コロナ禍の大変な時期です。そういうときですから、国は施設などに、施設の充実とか職員の人たちの取組状況というのをしっかり教育するよというふうな、そういう指示も出されてくるわけですけど、そういうことになりますと、施設としてはおのずからいろんな形での財政力も必要になってくると思います。

しかし、先ほど申しましたように、今のコロナ禍の中で利用者も少なくなるとか、いろんな問題が起きている中で、事業所としてはやっていけないというところも出てきている。全国的にも倒産なんかが出てきているというところもたくさんあると聞いています。そういう中で、やはりここで何とか改善をしていかないと、この介護保険制度というのはパンクするんじゃないかと私は思います。

本来、市長、お考えをいただきたいんですけど、今のよう状況の中で、特にコロナ禍でもありますから、介護保険事業所としても特別の体制も取っていかなくてはならないという

指導が国からも十分に来ると思いますし、そういう準備もされているということを知っています。

ですから、私はこの問題につきましては、ただ単にその利用者、その住民の人たちの割り振りによって介護保険税を決めるのではなくて、やっぱりここで何とか財政的な援助というのを国が持って、そして、根本的にこの問題について取り組んでいかないと、これは本当に大変な事態。これは利用する高齢者だけではありませんよ、支えていく若者にとってもそうなると思いますが。その辺について市長はどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

せっかくの御指名ですから、現状で言えることはどこまでかというので、認識はほとんど同じだと思いますよ。量的なこと、質的なこと、方向のこと、これについてはみんな各市町が一番前線でやっていますから、大変難儀をしていると。だから、これまでも特に事業所で人手の確保とかということに困っているというのは議論されてきました。国にぜひ財政的な支援をお願いしたいと、ずっと言っているのは御承知だと思います。

構造的な前提として話をするのか、一過性としてするか、これはいろんな議論があると思います。そもそもコロナの収束が見えておりませんから、どこでどういう話で分野を決めるかと。ただ、大変なことは事実です。縦割りはいかんと、それは言いよんさるけれども、やっぱりつかさつかさてありますので、取りあえずの保険料は杵藤で議論をすると。困ったのは、どこでどういうふうに要請をするか。恐らく市長会自身があんまり開かれていないんですよ、このところ、コロナで。だから、なかなかまとまった議論がございませぬけれども、恐らく全国的に従来以上に何とかしてほしいということになると思います。それを今まで言ってきた方向で何とかしてほしいというのか、今年あったから特に何かしてほしいというのか、そこがこれからの決め手になると思います。

冒頭言いましたように、方向はというか、おっしゃっている現象は同じですから、しっかり財政的に支援をいただくことがまず第一だと思いますね。

それと、その中で、市は何をするかということだと思いますけれども、これは2つぐらいあるんですかね。1つは、健康長寿といいますか、みんなで健康を確保しようよということですね。それから、万一のときに備えて見守るとか、アドバイスとか、さっきからも議論が出ておりました、オレンジカフェだ、どうだという、そういう隣近所との仲間意識、そういうことをもっともっと強く持って行って、なるべくそういう施設に入らんで済むような条件をつくっていく、これがむしろ我々基礎自治体の役目かなと思っています。

金目については、しっかり国に要請をすると。それは従来もやってきましたし、これから

もやると。そういうことになると思います。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

まあ、お互いに一致したところでそれぞれの立場で要請をしていかななくちゃいけないと思います。市長会もちろんですが、全国のいろんな会議にもお出かけになると思いますので、その辺についての実態、今の状態、常時の常態もあると思いますが、ぜひその辺について取り組んでいただきたいと思います。

それから、やっぱり地域で見守るといことが言われておりますし、特に総合計画の中にも自助、公助、近所、何々とか挙げられておりますが、本当に大事だと思いますが、それだけではどうにもできない。特に、周りがみんなそういう状態の人が——みんなはおかしいですが、増えてきているわけですね。特に、高齢者集団と言われるような地域もありますから、そういうところでどうしていくかということになりますと、やっぱり行政としてどこまで手を伸ばしていくか、そういうのも大変になってくると思うんですね。だから、その辺について、今後、特に大事な介護保険制度だと思いますから、これが本当に高齢者の皆さんのために、実質的に皆さんのためになるように、そして、安心できるような制度として長続きできるような体制を私はしっかりと支えていかななくちゃいけないと思います。そのためには、市もそうですが、やっぱり国自体が今の考え方、根本的な考え方を変えていく。今の財務省の考えを見ていると、やっぱりいろんなことがあるのは、保険料を上げるわけにはいかなからということじゃないですが、そういうことに取り組むことが大事だということを、具体的に大事なところは抜かして指示を出すというような、そういうのがどうも見えております。国は全部そういうふうですがね、今は。だから、そこをやっぱり変えていくのが地方からの声だと思いますし、もちろん、できれば議会としてもそういう意見を上げるとか、そういう対応もしていく必要があるんじゃないかと思いますが、これからぜひその方向に向かってお願いをして、1回目の質問は終わりにします。

次の質問に移りたいと思いますが、コロナの問題ですね。これが一番大きな問題として動いていますが、新型コロナウイルス感染症が短期間のうちに地球上に広がったわけです。感染症患者を生み出し、各国政府は公衆衛生、医療福祉施策と取組が始まりましたが、国によりそれぞれの政策的違いが出てきました。経済活動抑制に伴う補償措置の考え方や水準の違い、まさに各国の大統領や首相の取組の違いが明らかになりました。

当時、日本は安倍政権で、安倍政権はトップダウン的な封鎖政策を進めました。その頃、欧州各国は休業などに対しての手厚い補償や、中小企業、雇用支援、文化支援策が取り組まれていたと思います。ところが、安倍政権は国民の要求があるにもかかわらず、補償など全く考えない自粛と休業要請を押しつけるだけでした。そればかりか、関係機関との事前の協

議もしないままに全国一律休校の発表をしたり、布マスクの全戸配布と不良品の回収、あつてはならないようなことが起きました。そればかりか、介護施設などへのマスクの追加配布計画が明らかになり、中止をされるということも起きています。コロナに対する政府の無能無策ぶりに、国民の怒りは収まりません。

安倍政権から菅政権に変わりましたが、安倍政権を継ぐとって誕生した菅政権ですが、受け継ぐどころか、コロナに対しては全くの無策と言いたいです。無策どころか、Go To キャンペーンに見られるように、中途半端で無責任にずるずると事業を続け、感染拡大を招いた責任は重大ではないでしょうか。

さて、全国の12月9日現在、17万人の感染者、入院患者が2万2,500人というような形で新聞報道されております。ちなみに、佐賀県においては、感染者が354人、入院患者が25人というようなことで、PCR検査が1万900人となっているようですが、見えない、どこで発症するか分からないコロナ、誰もが不安な中で生活を送っています。

幸い鹿島市は一人も発症しておりませんが、安心はできないものです。県内でも今、次々と感染者が出ています。Go To キャンペーンの影響もあるのでしょうか。最近、鹿島市で他県のナンバーの車が目立ちます。以前より他県との交流もあるのではないかと思います。Go To 事業についても、はっきりとした対応の中で地方からも問題が指摘されるありさまではないでしょうか。

鹿島市はこれまでも市民に対して新型コロナウイルス感染症対策の呼びかけをしていただきました。市民は3密を守り、手洗い、マスクなどと守ってきました。しかし、全国の感染症の広がりを見ると、それだけでは安心できないというのが多くの市民の考えです。

日本共産党は全国的にも今必要なのは、感染拡大から命を守るために検査、保護、追跡の抜本的な強化、医療機関への減収補填を一貫して政府に求めてきました。

私はこれまでも鹿島市でPCR検査ができるようにと何度も意見を言ってきました。もちろん、やるとなれば費用の問題や施設の問題などがあります。しかし、もうそのようなことを言っている事態ではないと思います。

まず、市民が市内で検査を受けられる体制づくりを直ちにやるのが急がれていると思いますが、どうでしょうか。施設の問題については、病院をどこか指定管理するとか、また、ほかのところでされておりますが、屋外において、路上での検査とか、いろんなのが取り組まれておりますが、何らかの方法で鹿島市民が直接検査を受けられるような体制を取るべきだと思いますが、いかがお考えなのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

私のほうからは、今般の国、県、医師会、鹿島市の検査、感染防止に関する方針や検査体制の整備等について答弁をいたしたいと思います。

まず、医師会が運営されている南部地区PCR検査センターについて御説明いたします。

鹿島藤津地区医師会、武雄杵島地区医師会は、佐賀県の協力の下、住民の不安解消と院内感染防止を目的として、新型コロナウイルス感染症の検体採取を行う南部地区PCR検査センターを12月1日から開設されております。本センターは、5月から6月にかけて実施された発熱患者の振り分けを行う発熱トリアージとは異なり、PCR検査に特化した運営となっております。

検査の対象者は、杵島地区管内の診療所、病院より診療の結果、新型コロナウイルス感染症の検査が必要と認められる方が対象となっております。病院から紹介された方について検査が受けられるというふうな形になっております。

続きまして、感染症の所管となります佐賀県の動きでございます。

県は、プロジェクトM、新型コロナウイルス感染症対策に向けた医療体制拡充のプロジェクトを立ち上げ、医療機関との連携を強化し、新型コロナウイルス感染症に対する医療体制の強化を図っております。

また、県内における保険が適用されるPCR検査環境は、県と医療機関の契約により整備拡充が進んでおります。

11月に開催されたGM会議において、県内で248の医療機関と契約を行っているとお話があつております。現状では、検査体制が整った医療機関、整わない医療機関もあるとのことですが、確実に地域で対応できる検査体制の強化が進められているものと考えております。

国の動きでございます。

新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組の中で、検査体制の抜本的拡充が計画されており、その内容は、1つ、季節性インフルエンザ流行期に対応した地域医療機関での簡易、迅速な検査体制構築、抗原検査簡易キットを大幅に拡充する。2つ目に、感染拡大地域において、その期間、医療機関や高齢者施設に勤務する者全員を対象とする一斉定期的な検査等に取り組む等としております。今後、予防ワクチンの接種計画についても動きが出てくるものと考えております。

本市では、新型コロナウイルス感染症対策として、市民の皆様全員がインフルエンザ予防接種の助成を受けていただけるよう、これまで助成の対象外であった16歳から64歳の方へも今年度に限り助成を拡大しております。このことにより、両感染症に伴う混乱を回避し、併せて感染症拡大防止を図ることを目指しております。

インフルエンザ予防接種の実施状況ですが、11月末の速報値でございますが、これは鹿島市の分だけでございます。ゼロ歳から中学校3年生は前年比で340件増の1,893件、16歳から64歳は昨年まで助成を行っておりませんので、前年度との比較はできませんが、今年度の接

種件数は2,578件となっています。65歳以上の高齢者は前年比で1,277件増の5,226件となっております。11月末現在では9,697件の接種実績となっております。また、この予防接種の速報値につきましては、市外医療機関での接種者数は含めておりませんので、実質的にはこの数字より高くなるものと思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今いろいろとお答えいただきましたが、検査が受けられる人は何か異常のあるような人、病院から紹介された人とか、そういう人だということですね。ただ、全国的な状況を見ますと、全く無症状でそういうことがない方が発症したというのがたくさんあるということを知っております。そういう面では、テレビを見ておりましたら、福岡県は非常に発症者が多いわけですが、その中で北九州が非常に少ないと。あそこは市が独自で対応する人全ての人の検査をしているという、そういう報道がされていたのを見ました。これは北九州だけじゃなくて、ほかの全国の自治体でもそのように独自でされているところがあるわけですけどね。

今のように、結局、どうもないと思っていた人たちから発症する場合は検査をしてみんと分からんと思う人が検査をされるような状況をつくらないとそれが分からないんじゃないかと思うんです。

例えば、私だってどうもないけど、もしかして、検査してみないと心配だなと思ったら、どこかに行ったらどうかなと、そういう思いはありますがね。今の医師会とか県の方針の中で、そういう人たちも受けようとしたら受けられるんですか。病院からの紹介だとか、異常が何か見られる人、異常が見られるというのはもう大変でしょうけど、そういう人以外の人も受けられるのかどうか。それをしないと、やっぱりどこまで感染が広がっていくかというのは分からないわけですが、その辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

現在、国、県が実施しておりますPCR検査については、行政検査ということで保険適用となる検査の実施でございます。現状といたしましては、通常の医療機関やらで受診されて、PCR検査が必要でないと判断される方については検査ができないというふうな状況でございます。

ただ、自費負担で検査を受けることができるというふうな医療機関は県内にもあるようでございますので、ぜひどうしても検査を行いたいという方は、自費によるPCR検査の実施

を行っていただくべきかなというふうに思っております。

ただ、現在、国、全体的、佐賀県の状況といたしまして、やはりPCR検査自体を多数に実施するというふうな能力自体が現状として整っていないようにお話がっております。そういうふうなことで、やはりどうしても必要な方からのPCR検査を優先させるというふうなことで現状の形になっているものと思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

もう一回お尋ねですが、先ほど何か県は248の医療機関と契約をしたということですが、鹿島市もその医療機関が、該当する部分が一つでもあるんですか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

この件につきましては、11月にGM21の会議があったときに、市町だけでもよろしいですから地元のPCR検査実施機関について教えていただけませんかというふうなお話をいたしましたわけですが、やはりまだ医師会等の準備が整っていないということで、そこはお伝えできませんというふうなお話でございました。

それと、県は248医療機関とPCR検査に伴う契約を行っていらっしゃいます。ただ、PCR検査体制が整った医療機関もあるし、現状として整っていない医療機関もある。ですから、現在のところ、248医療機関で全てPCR検査ができるという体制ではないという状況でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は1時から再開します。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（角田一美君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私はこれまで検査の問題、PCR検査ですかね、それぞれが不安な中でどうしたらいいかというような不安を持っている中で、そういう検査をすることを訴えてきているわけですが

ど、今日のお話では、即ここで、鹿島でできるような状況はないし、もしものときには病院の紹介などでしてもらおうというようなことのようにですけど、そういう中で、1つは、非常に不安な気持ちをお持ちの方たちが少しでも解消できるような相談窓口など、そういうのに対するいろんな形の相談窓口なんかでもつくって、そして私は取り組んでいったらどうかという考えを持ってありますが、いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

相談窓口の設置ということでございます。

現在、発熱の症状等があらわれる場合は、かかりつけ医、地域の身近な医療機関に相談していただく。それと、かかりつけ医がない場合は受診・相談センターのほうに御相談いただくというふうなことでお願いをいたしております。

その中で、PCR検査に特化した相談ではなく、コロナウイルス感染症に対するいろいろな御相談の場ということであると思っておりますけれども、この受診・相談センターはPCR検査に特化した部分だけではなく、その他の一般相談についても、PCR検査とは電話の回線が違いますけれども、御相談ができるようになっております。

それと、その他の相談や健康に関することということで、厚生労働省の電話相談窓口があります。それとあと、鹿島市の保健センターのほうでもそういった新型コロナウイルス感染症に対する御相談についてはこれまでも受けておりますし、今後そういうふうな御相談があらわれる場合は、気軽に御相談いただきたいと思います。

それと、今私が申しましたことは、12月の市報15ページのほうに内容を記載しておりますので、確認をしていただきたいと思いますというふうに思います。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今回の場合は、全く見えない、訳の分からないような細菌の病気になりますので、多くの人たちが非常に心配をしているという状況ですので、そういう心配を少しでも拭うことのできるような体制をぜひ取って、そういうものもぜひ宣伝をしながら取り組んでいただきたいと思います。

最後に申し上げますが、インフルエンザの問題が先ほど出ましたが、これは予算委員会のときに申し上げたと思っておりますが、インフルエンザは、今回は65歳以上は補助金も出していただいておりますが、出ているけれども、一番はワクチンがないということ、これは早いうち

からワクチンがなかったんですね。それで、私もかかりつけの医者がなかったので、ほかのところを探して初めてワクチンを打ってもらったんですけど、その後、この前言ったときには、国や県にお願いをしましたという答弁でしたから、それだけではどうしようもないよと私は言ったと思いますが、その後、このワクチンについてはどうなんでしょうかね。今ない状態なのか、その後また何らかの方法でワクチンを入手するというようなことになっているのか。せっかくやっぱりそういうのは必要だからこそ補助金まで出して今回取り組んだと思いますので、その辺はその後どうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

ワクチンが今、市内の医療機関のほうにどういうふうに出回っているかというふうなお話だと思いますけれども、最近お話を聞くところでは、少し入荷があっておりまして、予防接種のほうはできるような状態にあられるようです。

それで、やっぱり国のほうとか、製薬会社等もワクチンについては自分たちが持っている分を一遍に出荷するということじゃなくて、ある程度計画的に時間を置いて出荷されているという部分もあるようですので、そういうふうな点で、ワクチンがある時期、ない時期ということで、予防接種ができたりできなかつたりする分もあるようです。ワクチンについては、国のほう、製薬会社のほうがある程度必要接種数というのを決定して生産しておりますので、全てが足りるというふうな状況にはならないと思っております。ただ、私どももこういうふうな補助を行っておりますので、できるだけ予防接種のほうを行っていただきたいというふうに考えております。

現在、1万人に近い、9,000人ばかりの接種者数になっておりますので、12月以降も予防接種については引き続き行われると思っておりますので、皆さんできるだけ予防接種を受けていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

本当に必要なものだと思いますので、徹底して皆さんたちの接種要望に応えられるような対応を強めていただきたいということをお願いしたいと思います。

ついでにですが、インフルエンザがまた今からはやる時期になってくると思いますが、今年のインフルエンザの状況というのはもう出ていますか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

県のほうからインフルエンザの流行情報ということで、11月後半だったと思いますけれども、データが届いておりましたけれども、その段階では、佐賀県ではインフルエンザの罹患率ゼロ、九州内でも発生していなかったかのように記憶があります。

そういうことで、全国的に今期はインフルエンザの発生が少ない。やはりこれはコロナ対策として手洗い、マスク、こういうふうなことを実践しておりますので、こういうふうな効果が出ているのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

じゃ、次に行きたいと思います。

これもコロナに関係することですが、今盛んにテレビでは北海道とかその他で病院などからのクラスター、つまり、感染者の集団発生の問題が報道されているわけですが、全国的に病院をはじめ、老人施設などにおいて本当に集団発生というのが大きな問題になっておりますね。医療機関はじめ、高齢者施設、保育園、幼稚園、学校、放課後児童クラブなどの施設からの集団感染が起こらないように、前もってその対策が必要だと私は思います。もちろん、これまでも手洗いとかマスク、3密などについては十分に取り組んでこられていると思いますが、今急がなくてはいけないのは、施設利用者の感染を未然に防ぐことではないかと思えます。

それで、お尋ねをしたいのは、それぞれの施設を対象にして何らかの定期的なコロナに関する予防の定期検査というのですかね、指導といいますか、取組が行われているのか。行われているとすれば、どういう形で行われているのか、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

私のほうからは、医療機関と高齢者施設の予防対策についてお答えいたします。

現在、医療機関や老人福祉施設では感染予防対策を実施して診療や介護等に当たられております。現状では、これらの職員、入所者等のPCR検査は、一般の方と同じく、感染の疑いや感染者との濃厚接触があったことを条件に実施されております。

なお、先ほど答弁しましたように、各都道府県宛ての内閣官房の通知により、新型コロナ

ウイルス感染症対策推進室の通知によりまして、新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組というものが出ております。

感染症拡大地域において、その期間、医療機関や高齢者施設等に勤務する者全員を対象とする一斉定期的な検査を実施することとされております。今後の感染状況によりましては、医療機関や老人福祉施設に勤務する者全員を対象とした一斉定期的な検査が実施されるものと思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

私のほうからは、保育園、それから放課後児童クラブの感染症対策、国からの通知等も交えましてお話をしたいと思います。

厚生労働省の子ども家庭局等から通知が来ております。新型コロナウイルス感染症の対策ということで通知、ガイドライン等が来ておりまして、それに沿って感染予防対策を今現在行っているところであります。

先ほどありましたように、3密の解消、それから定期的な換気ですね、それから登園時の子供、職員の検温、小まめな手洗い、うがい等について万全を期すようにというような通知が来ております。

ただ、検査については今のところは特に来ていないということで確認はしております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

私のほうからは、学校における対応について御説明をいたします。

学校のほうにつきましても、国のほうから学校の衛生管理に関する具体的な対策の参考ということで、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというのを示されております。この内容としましては、先ほども言われたような内容になりますけれども、基本的な感染症対策として、マスクの着用、手洗い、消毒の徹底、それから、教育活動を行う上では、長時間近距離で話し合う活動とか、近距離で一斉に大きな声を出す活動、それから近距離で活動する調理実習とか、児童・生徒が密集する運動など児童・生徒同士が密になったり声を出したりするような場面については、マスクをつけたりとか、換気を十分に行うとか、十分に距離を取るなどというところを示されているところであります。

また、毎朝の検温のチェックとか健康観察、それから、発熱等の風邪症状がある場合は登校しないことなどを示されているところで、鹿島市内の小・中学校につきましても、このマ

マニュアルに沿って学校運営を行っているところでございます。

併せて、そういった学校のコロナ対策の活動を行う上で必要な学習支援員さん、それから、消毒作業をしていただくサポーターについても増員の対応をしているところでございます。

国のほうから12月3日に最新のマニュアルを示されている中で、直近の児童・生徒とか教職員等の感染状況を全国的なところの分析ということでされている中で、学校の中で幾らか児童・生徒等が発症する事例があるけれども、その大半が学校内で感染者1人ととどまっていることなどについて、今現在行っている対策については非常に工夫と努力が大きいと考えられるということで、今後もこの取組を継続していくことが大事であるということを示されておりますので、今後もこの取組を徹底していきたいと考えております。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今それぞれの取組の模様を答弁いただきました。特に国からの指示に従ってというようなことですが、確かにいろんなことがあると思いますが、やっぱり一番は学校なんか、特に子供たちもですけど、先生を含めて、中で働く人たち、そういう人たちの調査、検査はやはり十分にやっていく必要があるんじゃないかと思います。

今本当にクラスター問題、大きな社会問題になっていると思いますので、そういうところから出ないように、これからはさらに強化をしていただいて取り組んでいただくということをお願いしたいです。

ちょっともう少し言いたいのですが、時間がございませんので、そういうことで止めておきたいと思います。

次に、保健所の問題ですね。保健所については、鹿島市に保健所をと再三申し上げてきました。コロナはなかったにしても、市民の命と健康を守るために鹿島市に保健所はどうしても必要なものだと思います。特にコロナ問題で市民の方から一番に出たのが、鹿島市に保健所がないねということでした。鹿島市に保健所をと議会で取り上げた後、多くの市民の皆さんから保健所はなかざいかんばいという声が多く聞かれています。特に今回、コロナの感染が広がり、これからどこまで広がるか分からないというとき、保健所の必要性は誰もが声を上げるのは当然だと思います。そもそも保健所というのは、憲法第25条が国に義務づけた公衆衛生向上及び推進を担う機関として、設置や運営費について国が補助してきたのではないのでしょうか。

公衆衛生のとりでとして、保健所は国の補助を削減するため自治体に財政または業務など肩代わりさせられていたということもありますが、それでも保健所が地域にあるということは、まさに公衆衛生のとりでの役を果たしていたと思います。

ところが、1990年、国に850か所あった保健所が、今では469か所に減らされたわけです。

鹿島市もそのような流れの中で保健所が廃止されてきました。残された保健所は広範囲の地域の取組の中で、本来の業務に手が回らない状況にあるということが報道されています。全国的にも減らされた保健所の再建を訴える声が上がっているのは当然のことであると思います。

今日、経済の地球規模化などにより新種の病原体の遭遇機会も増えていると言われていきます。保健所の増設、強化は必要なときだと思います。

これまで市長は今が大事だと保健所再建には直接応えてもらいませんでした。もちろん私も今言うてすぐできるなどと思っていません。しかし、これから子や孫たち、市民の命と健康を守るために、まさに公衆衛生のとりでとしての保健所再建が必要です。そのために市長が先頭に立って保健所を造れということに取り組んでいただきたい。私は鹿島市民の代表として訴えるものです。市長の御見解をお聞かせください。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名ですからお答えしたいと思います。

私ね、この話については3つだけは理解していただきたいと思います。1つは、かつてあった、鹿島にあった保健所がなくなるときの経緯、正直言って私は知りません、おりませんでしたから。一生懸命運動をされたと思います。結果としてはうまくいかなかった。なぜうまくいかなかったか。どういう作戦で、どういう戦略で、どういう説明をしたか。だから、今、造れとはいいいんですけれども、1回終わった話にどういうふうに言って、その反省の下にこういう作戦でやりましょうというのを構築しないといけないというのが1つ。

もう一つは、これは実は、佐賀県の場合は、県内にたしか5つの保健所があります。全国的には極めて珍しいんですけれども、全て県の直轄組織になっていますね。県が責任を持つことになっています。そういう組織ですから、2つやらないといけない。1つは、この根拠になっている法律改正がまず必要です。どう考えても法律改正をしないといけない。だから、国会での論議をしっかりとやってもらいたい。そこで、元の法律のほうがいいねとか、仮に新しい法律をつくるという議論があれば、また事態は変わると思います。

3つ目、コロナを契機としての話ですから、私としては、この際というんじゃなくて、そもそもという議論が構築できれば、これはできると思いますよ。誰が先頭に立つとか立たないじゃなくて、どういう作戦でどういうことを言っていけばこれができるか。

私はどっちかという、行政に長い生活ですが、議員は政治に長い生活、経験がおありです。政治的、あるいは行政的にあるシステムなり制度を実現するときは、どういう前提条件が必要かということは身にしみて分かっておられると思います。

急に誰かが頑張るやろやとか、賛成したり反対したりとって、そう簡単にいくわけ

じゃない。特に保健所の場合は、法律制度というのがございまして、鹿島では、内容は私は承知しておりませんが、かなり長い時間をかけて、その存廃について議論があったと思います。その反省をしっかりとすれば、道はまた開けてくるかもしれません。そこをむしろ僕は教えてもらいたいと思っています。なぜうまくいかなかったのか。そういうことがあって初めて次のステップに踏み出せる、そういうふうに思っております。何か気合だけ入れて先頭に立てばうまくいきますよ、ちょっとそういう事柄とは違うかな、そういう感覚を持っています。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

市長おかしいですよ。当時どうだったか、そういう問題じゃないんですよ。現実、今そうじゃないんですよ。あなたしょっちゅうそれをおっしゃいますよ。私もそのときいましたよ。反対しましたよ。そして、よそにないようにここは5年間か据置きしてやめになったんですよ。それだけみんなの反対があったからですね。そういう現状にあったんですよ。

前がどうだとかこうだとか、それも大事でしょう。しかし、今の時点でどうしても保健所が必要だという、こういう流れになっているんですよ。そして、誰が先頭に立つか、あなた自信がないんですか、立つ自信が。どんなことがあっても、そんならやりましょうという勇気がないんですか。あなた鹿島市の先頭に立つ市長ですよ。市民の命と暮らしを守るための先頭に立たなくてはいけない。どういうことがあっても私は体を張ってでもやりますよというような、それくらいの気持ちを持ってくださいよ。本当にですね、私もこれまでこの問題であなたの答弁を聞いていて、本当に、今回も言いたくなかった。しかし、言わないとこれは進まない、そこから声を出してこないと。

法律が云々かんぬんの問題じゃない。そういう法律にしても何にしても必要であればそれをつくらせていく。みんなそうでしょう、なかったものを必要であったからこそつくらせていくとか、みんなの声を变えていくんですよ、世の中を。その先頭に立つべきですよ。

もう同じことの答弁しかないと思いますが、以前が何だったこうだった、今のここをどうするかと、これからをどうするかということを私はあなたに言いたいんですよ。

だから、これからの——今言って今すぐ建ちませんよ。しかし、これから大事なこと、先ほども言いましたけど、どういう病原菌が入ってくるか分からない、どんなことがあるか分からないというような、そういう状況もあるということが今言われているわけですよ。ましてや、ここに保健所がなくなったばかりに、例えば、飲食店を経営する人たちがどんなに不便な目に遭われたか、今回もそういうのがあったんですよ。何か免許証を取りに行つて、鹿島が行ったら、もう鹿島の方は駄目ですよと言われた。そんなことだって地元にはないがた

めにあっているんですよ。高齢者の人も、前は保健所で講習会があったりして、健康勉強のあいよったもんねと言われた方もあるんです。そういういろんな形で保健所は頑張ってきたんですね。

ところが、当時どういうことでこうなったんですか。これはどういうことでやめになったかはっきりとしているんじゃないですか。国や県の圧力ですよ。これまでの政治の悪さが、その圧力が私たちの大事な保健所を取り上げたんですよ。ここの地元が悪かったからじゃないんですよ。いや応なしに引っ張っていかれたんですよ。長崎本線の分離と同じですよ。いや応なしに政治の力で引っ張られた。それをやっぱりひっくり返すためには、みんなの声を大きくしていく、市長が先頭に立っていく、そのことしかないと思うんですよ。このことによって——大変だと思いますよ、そこまでするには。しかし、それをやりましょうよ、一緒になって。それでもそんなにおっしゃいますか、市長。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

やっと本音をおっしゃいましたですよ。つまり、これは来た道をもう一回行けと言っているのに非常に似ているんですよ。それともう一つ、実現可能性は行政、あるいは政治を担当する者は考えないといけない。ある程度言った以上は責任を取らんといかんですからね。

だから、私がお願いしているのは、むしろ国会できっちりやってくださいと。あなたの組織の代表もおんさっでしょうが。どうも今国会を見ていると、こういう議論じゃなくて、ほかの議論も、大事なこともあるかもしれんけど、今おっしゃっているような状況で議論されているように思えないもんだから、もしそこでこの議論が大変だと、国を挙げて、もう鹿島だけの話じゃないと、全体の話だということになって法律改正なり制度をいじらんばいかんとなったら、それは動かざるを得ないでしょう。しかし、そうではないところで、ただ、実現可能性を前提にしないで何でも言うというのは、ちょっとなかなか乗れない話だと。時間も金もかかります。苦労もせんばいかんでしょう。それを踏まえた上で、やるという話になればいいんですけども、これは全てその話が前提になると思います。

やらないなんて言っていないんですよ。僕は保健所がなぜなったかというのを知らないと言っているだけで、やらないと言っていないんですよ。そのときに何か手違いがあったり、正しければやったらいいと。

ただ、今の佐賀県の状況、5つにまとまってやっていこうという県の姿勢を見た上で、反対だ、やってください、そうなるかなということを行っているだけなんですよ。そこを分かっておいてください。だからぜひ、むしろこっちは向いて、東京を向いて言ってください。それをお願いします。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今の答弁の仕方、何ですか。東京向いて言ってくれ。言っていますよ、共産党も国会でいつも取り上げていますよ。そういうのが現実的になるのは地方からの声がいっぱい上がってきて、それが結集されて、またそれが大きな力になってくるんですよ。あなたね、何ですか、その答弁。私は許せませんよ、今の答弁はね。

しかし、許せないけど、あなたが先頭に立ってもらいたい。あなたしか市長はいないんですから、鹿島の先頭は。皆さんあなたを頼りにしているんですよ、ここの議員はみんな頼りにしていますよ。市民も頼りにしていますよ。その市長が、国会、東京を向いて言うてください、そんな答弁は許せないですよ。

何遍言っても同じ繰り返しですので、あともう時間がありませんので、この辺で終わりにしたいと思いますが、何としても鹿島に保健所の再建のために、私は市長を先頭に立たせるまで頑張ります。それまで市長も頑張ってください。いいですか。お互いに、年は同じですから、いつまでも頑張れると思いますから。（発言する者あり）何てですか、1つ上てですか。冗談はさておきまして、そういうことで行きたいと思います。最後にします。なるべくおとなしく一緒に話したかったですけどね。大体おとなしいんですけどね。

次、市民会館の問題です。

これは多くは申しません。これまでも言ってきておりますが、市民会館の建設、本当に多くの人が待ち望んでいたんですね。あれはちょうど、地震が起きたときにイベントが全部中止になったとき、私たち文化関係者の人でチャリティーをやったときは、市長になって初めてでしたね。そのときに御挨拶に来て言われたことは今でも忘れません。この市民会館がこういう形で使われるのはこれが最後になるんじゃないでしょうかね、古くなった市民会館を見ながらおっしゃったのを覚えています、それから大分たちましたね。

そういう中で、今多くの市民の中から出ている意見は、このコロナ禍の中で財政をこれだけ使ってもいいのかというような声が出ているのは確かです。特に2回も入札が不調に終わって、さらに2億円以上もの追加をしてまでやらなくてはいけないのかという声、今、市民の多くはコロナ禍のために日々の暮らし、営業も先の見えない状況の中で困っています。追加するお金があるなら市民の暮らしに使ってほしい。市民会館も必要だけれども、もうしばらく落ち着くまで先延ばししたらどうなのか、また、立派なものが設計されているけど、予算に合ったものに設計変更してもいいのではないかなどなど、皆さんの関心の高さがうかがえます。

私は、ついこれまでも意見を言ってきましたが、今予定された建物で予算が落ち着かないのであれば、一部設計をやり直してでも当初の予定に見合う建物にすべきだと思います。

要するに、市民会館は見た目よりも中身の使うためのものが十分に充実していれば、それ

で十分だと思いますので、今造られております丸形の非常に格好いい建物のようですが、それでなくても普通の箱型にしてでも予算の合うような形に作り替えていく、そして取り組んでいくということ、それができなければ、しばらく市民会館の建設はそのままにして取組をしていくということにしたらどうかと思いますが、これは多くの市民の皆さんの声でもあります。このことについて、これも市長、真っ直ぐ答えてもらいましょうか。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御記憶だと思いますけれども、市民会館がもう50年近くですよ、できるときの背景をちょっと理解しておいてもらったほうがいいと思いますから。6つの町が1つになって、何か記念になるもの、まとまりを表すものを造らねばいかんねと、いろんな議論がありました。野球場が欲しいとか、プールが欲しいとか、結論として、市民会館を造ろうと、そのときに予想外のことが幾つか起こったんですよ。1つは、東京オリンピックをやるという話になったですね。それから、大概の人は御記憶ですが、7・8災害が起きました。大変な受難のときだったです。だから、遅らせて造ると、それでもやっぱり欲しいねと、ランドマークだったんですよ、やっぱり市民の意思は。そういう意味で、今度の市民会館もランドマークのマークツリーの建物だと思います。

いろんな議論があるのは分かっています。ただ、これには長い期間の積み上げがあったんですよ、もう7年に及ぶ。どういうものを造るか、大きさはどうするか、デザインはどうするか、予算はどうなのか、そういう議論を踏まえて出来上がった。そしたら、何とまた東京オリンピックをやると言って、災害もあつたりして、似たようなことが起きたんですよ。それで入札がうまくいかなかった。

今回、現時点でやるのが一番いい選択だと思った理由を一つ言いますと、お金が、正直言ってそんなにないです。総務省から特別の事業債を、みんな聞きよんさっけん、言葉はよくないんですけど、事業債を引っ張り出さんといかんと。そのために多額の支援が来ることになっています。その支援が実は打ち切られるんですよ、延ばしたら。もう一回同じことができるかどうか分からない。

もう一つは、みんなの議論を集中するために設計のためのどういう建物を造るかという議論がありました、委員会までつくって、積み上げて。公募をしました。そしたら、思いもかけないような提案があった、設計会社が応募されました。議論の末にきちんとした手続を経て、そこに決まったんですよ。そのことを踏まえた上で、御提案があった、延ばせと言ったら、今度は自分の金で全部造らねばいかんかもしれない。今みたいに90%も事業債が使えるなんて制度がもう使えないかもしれない。

それからもう一つは、設計変更したら前と同じような建築確認とか、全部手続が駄目にな

ります。

それともう一つ、これは大宗を占めるわけではないんですけれども、既に前にあった市民会館は壊して更地にしてあります。このためにも金を使っております。その金も実はどこからももう援助が来ないということなんです。全くさらで見直すというのは非常にロスが大きい。そういう状況です。

その上でどうするかというのをこの前、議会に御相談をしました。そうすると、議員の反対はございましたけれども、一応議会の御了解を得たということで、次の手続に入ろうということで、今作業を進めているところです。そういうところでございます。環境を一つ一つ丁寧に積み上げてきた上の話ですから。

それと、もう一つだけ申し上げておきますと、経済対策の中で大宗を占めるのが2つございます。1つは、市中、市民の皆さんの消費構造、消費のエネルギーを盛り上げるため、これはこの間、対策でいろいろ、経済対策でやっています。

もう一つは、忘れてならないのは、一定の公共工事をやるということなんですよ。鹿島で、今考えられている公共工事はほとんどございませぬ。今度の公共工事を実施いたしますと、最低でも1.5倍、計算の仕方によっては2倍の経済効果が見込まれております。

したがって、今投資しようとしている金をキャッシュでつぎ込むんじゃなくて、将来のそういう投資効果と見合いで投資をしよう、そういう話になっています。そこは理解をしていただきたいと思います。

今日は、この話、時間は幾らでもかかるかもしれませんが、7年かかった話ですから、御質問のところの要点で答えるとそういうことだと、理解していただきたいと思います。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今おっしゃるように、今の鹿島市の経済の中で経済効果が上がるとか、いろんな問題はありますが、しかし、やっぱりその前に、特に今のような状況の中で鹿島市民の暮らしがどうなのかと、本当に一日一日をどうしていったらいいかという形で生活を送っていらっしゃる方はたくさんいらっしゃるんですよ。商工業関係とか、第1次産業、その他全ての分野で皆さんたちが本当に苦勞しながら、千円、5千円の金をどうしようかというような中で暮らしを立てている、そういう人もいっぱいあるわけですよ。特に今年、年末を迎えるわけですけど、その年末だってどうして越していけばいいかと。そういうときにやっぱりできればもっとそっちにお金を回してもらいたいと思うのは、誰でもそうだと思いますよ。本当にこれ以上立ち上がることができないというような人がいっぱいいるんですよ。

そういう面で、私はぜひ——よりいいのを造ることはいいことだと思いますよ。しかし、その時期に、その財政力、その状況に合わせてやっていかないと、せっかく市民のために造

るものが市民に反発を食らうことがあつてはよくないと思うんです。皆さんが本当によかったねというような形で取組をするということをぜひやっていかなくちやいけない。だから、何とおっしゃっても私は、うん、何とか頑張ってもらいたいと言うしかありません。

そして、見た目も大事だと思いますよ、後世に残るわけですから。樋口市長のとき、こんなすばらしいのを建てとったねと、それは喜ぶかも分かりませんが、そこにいる人たちは大変な状況の中でやってきたわけなんですよ。だから、その辺について、まだ考える余地はあると思います。ぜひお願いしたい。

幸い鹿島市でコロナが発生していないということで、これくらいで終わっているわけですが、まだまだどうなっていくか分からないというような状況の中です。そういう中ですので、私たちがもう一度考えていかなくちやいけない、そう思います。何とか、大変な中だと思えますが、いろんな面で財政的にも今大変な状況にあることは分かりますけど、しかし、そういう中で何を今一番していかなくちやいけないかということ十分に考えながら、そして、本当に市民に受け入れてもらうのが何であるのかということをしっかり受け止めながらやっていく必要があるんじゃないかと思えます。

これからの国の政治もまだ国民に背を向けるようなことがどんどん起きてきているんですよ。そういう中で、地方自治体がどう市民の立場に立つかということ、これは十分に大事なことになってくると思いますので、もちろん私たちも全力で頑張っていきます。市長もいろんな立場はあると思いますが、やるべきところは一緒にやりながら頑張っていただきたいということをお願いして、終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

以上で14番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後1時50分から再開します。

午後1時41分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

皆さんこんにちは。13番議員、福井正でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

令和2年は新型コロナウイルス感染症で世界が動きを止めています。12月9日現在ですが、世界で6,759万1,193人の感染者、亡くなった方が154万4,532人となっています。日本でも16万6,668名の罹患者、亡くなった方は2,444人となっているそうでございます。これによって

世界経済も日本経済も停滞をしております、日本では持続化給付金や雇用調整助成金等の様々な助成金、佐賀県や鹿島市でも、また、鹿島独自の持続化給付金や「家めし」等の取組がなされております。大変ありがたいことだったと思います。また、効果があったことだと思います。

今現在、コロナウイルス感染症第3波が蔓延中でございます。罹患者が激増をしています。また、有望なコロナワクチンの接種が英国で始まり、日本でも早急にワクチン接種が始まり、感染症が終息することを願っております。

鹿島市では昨日現在、コロナ患者は発生しておりません。これは市民の皆様方の手洗いや消毒、マスク着用など、また、ソーシャルディスタンス確保などに取り組んでおられる結果だと思っております。

今回の一般質問は、新型コロナウイルス感染症が鹿島の経済、財政へどのような影響を与えたのかについて、まず質問いたします。また、新鹿島市民会館建設について、そして、鹿島市の中学校の校則について質問をいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の鹿島市経済、財政への影響について質問します。

鹿島市の産業、飲食業、農業、漁業とコロナ感染症の影響を受けておられる産業があります。そのほかにも理美容業と対面で接客する業界や、外出できなくなった影響でアパレル業界も販売不振だと言われております。

まず、鹿島市の産業の現状について、どのような状況なのかについて質問いたします。

次に、令和3年度鹿島市財政の歳入見通しについて質問します。

令和2年度は、コロナ感染症対策の国、県からの交付金などで200億円を超える一般会計の予算でございました。コロナによる地域経済化の下で各産業の収益は悪化していることが予想されます。令和3年度の歳入は確定申告の後でないと分からないと思いますけれども、市税収の落ち込みが予想されると思います。また、地方交付税が2から3%削減されるという報道がございました。このような状況の中、歳入不足にならないかを心配しています。もし不足した場合は、不足財源は財政調整基金からの繰入れや、ほか借入金などで補うことになるのか、その財源について質問をいたします。

次に、令和2年度の水道使用量と水道料金収納状況について質問します。

水道使用量と電力使用量の上下は景気を反映すると思います。鹿島市の令和元年度と令和2年度の水道使用量と水道料金収納状況についてデータを請求いたしました。また、データをいただくことができました。ありがとうございます。元年度と比較いたしまして2年度の水道使用量は、コロナの影響で減少した業種がある一方、家庭消費は増加をしているということの状況でございました。結果的に総水道使用量は減少しておらず、水道料金収納には変化がないと思います。この水道使用量の変化についてどのような感想を持たれたかについて、まず質問をいたします。

次に、鹿島市民会館建設について質問します。

鹿島市民会館は既に取り壊され、跡地が新市民会館建設を待っています。元の市民会館跡地、昭和22年生まれの私たちは、市民会館が建設されて多分3年目だったと思いますけど、成人式を挙行された思い出がある市民会館でございました。その後、歌謡ショーなど様々なイベントに使われてきました。

今年の成人式がエイブルで開催されましたが、親族の方々は3階で参加するという形になっておりました。親族にとって、同じ会場で成人を祝いたかったことだろうと思います。市民会館がなくなって1,000人程度収容する施設がなくなることの不便さと、鹿島のランドマークがなくなったことの寂しさを感じています。

新市民会館建設は、電気設備については落札をされておりますけれども、建設は不落となり再入札をすることとなりました。

まず、建設の財源について質問します。

先日の全員協議会におきまして、市民会館建設については約260,000千円の追加予算の説明がございました。その財源につきましては、建設基金からの補填や追加の起債などが考えられますが、以前の予算では国から45%の負担があるということになっておりましたけれども、今回の増額に対しても国の負担があるのかについて、まず質問をいたします。

次に、新市民会館建設が落札されてから建設が始まると思いますが、いつ頃から建設が始まり、落成がいつになるのかについて質問をいたします。

次に、鹿島市西部中学校、東部中学校の校則について質問します。

11月12日付の西日本新聞等の報道によりますと、佐賀県弁護士会が下着は白とするなどの不合理で時代にそぐわない中学校の校則の見直しを求める提言書を県教育委員会に提出されました。校則に子供の権利を明記し、子供たちが見直しに関与する仕組みをつくるべきだとしておられるという記事でございました。

県内22の公立中学校に対する情報開示請求の結果に基づく提言は、下着や靴下、ベルトの色を指定する校則を今日、目的が明らかでない指摘され、また、髪を伸ばす場合は後ろで結ぶか三つ編みをする等々の髪形に関する規定を細かく決めることの合理性が乏しいとの見解を示しておられます。LGBT等、性的少数教育、多様な文化や宗教を背景に持つ子供への配慮を求めたものでございます。

学校は生徒に、校則の意義や成り立ち、必要性を説明することが望ましいとし、見直す場合は、生徒や保護者の意見を聞いた上で協議する規定を設けることも要請しておられます。弁護士会の東島浩幸弁護士は、国連の子どもの権利条約に沿った校則になってほしいと話されたとのことでした。

鹿島市教育委員会として、佐賀県弁護士会の提言についてどのような感想を持たれたのかについて質問いたします。また、西部、東部中の校則見直しに取り組む考えがあるのかについて

質問いたしまして、総括質問を終わります。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

私のほうからは、コロナ禍におけます市内経済の現状認識についてお答えいたします。

景況動向に関しましては、様々な機関から様々なデータが示されておりまして、幾つか御紹介させていただきますが、先月25日に内閣府が公表しました月例報告によりますと、国内の景気動向は依然として厳しい状況にはあるが、持ち直しの動きにあるとの判断でございます。また、9月に佐賀財務事務所より発表されました景気予測調査では、県内企業においては製造業が前年比8.9%の減収、非製造業は前年比2.5%の増収との見込みが発表されまして、翌10月には、厳しい状況にあるものの緩やかな持ち直しの動きが見られるとの判断がなされております。

こうした発表を見ておきますと、一見回復傾向にあるようでございますけれども、あくまでも減少幅が9月以降緩やかになったというものでありまして、コロナ前に戻ったというものではございません。現に有効求人倍率、ハローワーク鹿島管内を見てみますと、9月現在が0.83倍と県の倍率1.02倍を下回る水準が続いております。また、帝国データバンク九州沖縄の調査によりますと、約76%の経営者の方がコロナによる業績悪化が見込まれると発表されておりまして、多くの業界で人手不足が叫ばれる一方で、実際の求人活動には結びついていない、コロナ終息が見通せない現状において雇用側も様子見といたしますか、新規雇用に消極的であるということが見て取れようかと思えます。

市内の事業所の方にお話を聞いておきますと、確かにコロナの影響に関係なく好調な業績を上げておられる会社もありますが、自動車関連の製造業でありますとか、また、飲食店も少しずつ客足が戻ってきているとはいえ、大きな宴会や法事を行うような飲食店などは依然として厳しい状況。また、インバウンドに関しては、いまだ皆無の状況でございますので、観光産業も厳しい状況が続いているようでございます。

また、金融から見えますと、コロナ資金の融資総額が現在約53億円に上っております。保証財務残高も今年2月から比較しますと2.3倍と膨れ上がっておる状況です。その一方で、市内金融機関の預金総額は過去最高に達しているという情報が入っております。ここから伺いますのは、コロナ資金を借入れて、これをつなぎとしながら事業継続に努められているのではないかとこの状況でございます。特に製造業、飲食、サービス業の厳しさが続いている状況を鑑みますに、経済全般的には少しずつ持ち直しているのかもしれませんが、実感としてはまだまだ厳しい状況にあるのではないかと、今後の感染拡大の状況次第では、さらに悪化することも想定されるのではないかと分析をいたしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症に伴い、税収減で不足する財源をどのように補うのかというふうな御質問でございます。

特に税収、一般財源につきましては、予算を立てる際に非常に重要な財源でございます。コロナの収束のめどが立たず、そして長期化、そして現在拡大をいたしております。このような大きな市内経済に与える影響がございます。

税収をはじめとする財源にどのように影響するかについては、現在、予算編成策定中ございまして、現段階でその見込みを立てるとするのは非常に難しい状況下でございます。また、税制改正等の影響もございまして、様々な情報を収集しておりまして、年明けの予算案作成に向けて、その精度を高めているところでございます。

さて、予算につきましては、当然収支均衡を保つことが必要でございます。歳入に見合った歳出としなければいけないというふうに考えております。効率最適な予算編成をいかに組んでいくのか、歳入歳出両面にわたる検討、検証が必要でございます。そこで、歳入につきましては、税収以外で申し上げますと、本市の考え方といたしまして、あらゆる歳入獲得手段について積極的な財源確保に努めることとしておりまして、法令や制度等の情報収集に努め、補助金など積極的な活用を図っていくこと。そして、もう一つが地方債でございます。借入金でございますが、災害復旧、または公共施設等の整備には多額の財源を必要とします。このような場合にのみ借入れができるもので、将来世代、市民の方が使う整備を行う際にこのような借入金ができますので、その活用につきましては、地方交付税措置のある有利な起債等の活用を図っていくことといたしております。

一方、歳出につきましては、これら限られた財源ではございますが、第七次総合計画に定めるまちづくり、あるいは市民の皆様が期待される事業、これらを実現していくか、これまで以上に事業の選択と集中が求められているところでありますし、その考えを持って予算編成に当たっているところであります。

そこで、議案審議の際にも申し上げましたように、行財政改革プラン、これを着実に実行していくということでございます。毎年度これはローリング、または見直しをいたしておりますが、財源確保の徹底、また、繰り返しになりますが、事業の重点化と効率化、これを全庁挙げて取組を進めているところであります。また、一年度に事業等が集中しては財政負担になりますので、年度間、または事業間をいかに平準化していくか、これは実施計画等により行っているところでございます。このような歳入歳出それぞれの見直し検証を行う中で、収支不足が生じる部分については財政調整基金等を活用しながら財源調整を行い、事業執行

に当たっていくということでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

染川水道課長。

○水道課長（染川康輔君）

私のほうからは、令和2年度の上水道の使用水量について前年度と比較してどのような変化があるのかという質問についてお答えいたします。

今回、新型コロナウイルス感染症が本市の経済にどのような影響を与えているのかを図るために、令和元年度と令和2年度の4月分から9月分の用途別の使用水量を比較したところ です。この場合の何月分というのは料金を計算した月となります。水道の検針が2か月に1回ですので、実際水道を使用された月は、例えば、4月分の場合は2、3月分と、検針前のおおむね2か月分となります。

それでは、一体どの業種が使用水量の減少の幅が大きいのかということになりますが、4月計算分から9月計算分について、本年度と前年度で使用水量を用途別に比較してみますと、前年度で使用水量が落ち込んだ業種は、まず娯楽施設、これは前年比66%程度で減少率はマイナス34%程度です。次に、旅館、これは前年比68%程度で減少率がマイナス32%程度になります。次に、学校、これは前年比69%程度で減少率がマイナス31%程度になります。次が官公庁、これは前年比74%程度で減少率マイナス26%程度の順で減少率が大きいという結果が出ています。

この結果と比較するために前年度と一昨年度を比較してみます。令和元年度と平成30年度になりますが、それを比較してみますと、減少率は先ほど申し上げた娯楽施設でマイナス2%程度、旅館でマイナス3%程度、学校でマイナス19%程度、官公庁でマイナス3%程度となっており、いずれの業種も本年度と前年度を比較した場合の減少率が大きくなっており

ます。本年度の使用水量の減少理由については、全てが新型コロナウイルス感染症の影響による使用水量の落ち込みとは一概には言えませんが、業種によっては本年度の減少率が例年として振れ幅が大きくなっているため、減少の要因として新型コロナウイルス感染症による影響が多いと分析しているところでございます。

なお、先ほど福井議員のほうから質問があった際に一般家庭のことを申されましたが、参考まで4月計算分から9月計算分について本年度と前年度で使用水量を比較してみますと、事業所全体では使用水量が約8%減少したのに対し、一般家庭においては約3%増加しております。また、期別に一般家庭の増減を見てみますと、使用水量の増加率が大きくなっている時期が政府の緊急事態宣言を発出された4月から5月にかけての時期と重なっております。これらのことから、一般家庭においては新型コロナウイルス感染症拡大防止へ向けた社会の

動きなどから外出を控えたことによる、いわゆる巣籠もり需要が発生していると分析しているところでは。

なお、最後になりますが、事業所及び一般家庭を合わせた4月計算分から9月計算分の本年度と前年度の使用水量の比較では、ほぼ増減がないというような結果が出ております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

私のほうからは、市民会館の建設についてということで、今回260,000千円の増額補正を可決いただいたわけですが、この分に国の負担があるのかということ、それから、今後の建設スケジュールについて、この2点についてお答えをさせていただきます。

市民会館の建設計画におきましても、鹿島市の財政負担ができるだけ少なくなるような財源を活用すること、これも前提としてあるんですけれども、その中で種々の検討を重ねてまいりました。そこで、財源としましては、総務省所管の公共施設等適正管理推進事業債という地方債を活用することで計画を進めているところです。当該起債事業は、充当率90%、交付税措置率が50%となっておりますので、対象事業費のおおむね45%が交付税措置をされるものでして、この部分が国の負担ということになります。今定例会の演告でもありましたように、建設財源となる地方債につきましては、11月11日に総務省のほうに出向きまして地方債の期間の延長を含めて、御質問いただいている国の負担のお願いをしてきたところです。

次に、今後の建設スケジュールということで、着工及び竣工の時期がどれくらいになるのかということでしたが、次の令和3年3月定例会におきまして建設工事に係る契約案件を御審議いただきますように関連の事務的な諸手続を進めているところでございます。そうしますと、令和3年度の当初に着工が可能になると思っておりますので、工期をおおむね20か月程度必要であると見込んでおります。令和4年11月くらいに竣工できるように取り組みたいというふうに考えているところです。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

中学校の校則の見直しということでお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、本年11月13日付で佐賀県弁護士会から県教育委員会に対して、中学校校則の見直しに関する提言が提出をされたところでございます。同日付で県内20市町の教育委員会へも送付をされました。

大きく3つの提言がなされております。1つ目は、校則の中には不合理なもの、時代にそぐわないものもあることから、改めて内容を精査し、その際には規則目的に重要性があるか、

規則目的と規則手段の間に実質的、合理的関連性があるかという観点から見直すべきです。2つ目は、子供の権利を校則の中に明言すべきです。3つ目は、校則策定、変更手続を設けるとともに、同手続においては子供や保護者の意見を聴取する、または協議する等、子供を関与させる仕組みをつくるべきですという3点の内容でございます。

これは法律の専門家である弁護士さんが法的観点から校則を吟味されたものでありますので、見直しの一視点として提言をされたと、これは提言書の中にも書いてございます。日本国憲法で保障されている基本的人権の尊重と、1994年に日本が批准しました子どもの権利条約、これを実行することを基本としておりますので、考え方としては私どもは大変参考になる提言であると捉えております。

2点目の、今後、両中学校の校則の見直しに取り組む考えがあるのかということについてお答えをいたします。

市内の2中学校におきましては、校則という表現ではなく学校生活を送るための心得、もう一校は、生活の心得という表現をいたしております。校則の見直しについては、ここ数年、全国的にも社会的な関心が高まっている事項でございます。昨年9月には当時の文部科学大臣が、校則の内容については、学校を取り巻く社会環境や児童・生徒の状況の変化に応じて、絶えず積極的に見直す必要があると考えている。校則の見直しは最終的には校長の権限で適切に判断されるべき事柄だが、見直しの際には児童・生徒が話し合う機会を設けたり、保護者から意見を聴取したりするなど、児童・生徒や保護者が何らかの形で参加した上で決定することが望ましいというような見解を示しております。この見解にございますように、最終的には校則というのは校長の裁量権の範囲でありますけれども、学校の管理機関として教育委員会は見直しについて適切な指導、助言を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正義員。

○13番（福井 正君）

それではまず、財政について質問いたしますけれども、先ほど水道課長から答弁ございました。実は水道課にお願いいたしまして資料をいただいております。（資料を示す）この資料は、いわゆる令和元年度と2年度の差というのが、2年度やったら、これは半年分ぐらいしかデータがないんですけれども、それでも大体4月ぐらいから急激に水道の使用が下がっている業種がありました。これは飲食店もそうですけれども、実は全ての業種を網羅してあるわけじゃなくて、まとめて書いてありますから、どれがどれというのはなかなか分かりにくい点があったんですけれども、いずれにしましても、最高でやっぱり30%程度水道の使用量が減少している業種があるということがこのデータによって分かることができました。ですから、水道を使用している業種ばかりではないんですけれども、特に造り酒屋さんなんか

がかなり減少しておりました。これはほかの要因もあるんじゃないかなと思うんです。例えば、酒蔵ツーリズムが今年は中止になりまして、結果的に大量に造っておられたから、その後、造ることができなくなったという点もあったのか分かりませんが、いずれにしても、そういう形で鹿島の経済にかなり影響が出てきているなということがこのデータを見て分かることができました。

また、ハローワークの有効求人倍率、先ほど0.83倍やったですかね、ということは、実は去年の9月か10月頃の有効求人倍率というのは1.12倍ぐらい、まず1倍以上の求人があったけれども、実はかなり減ってきて、0.83倍まで下がってきているという状況がハローワークの資料を見ても分かりました。

それから、実は東京が極端でございまして、去年は有効求人倍率が2.4倍あったのが、今は1.1倍まで下がってきています。だから、東京においても非常に求人が少なくなっている状況にあるということで、このことを考えますと、例えば、将来的に住民市民税、法人市民税等々がかなり今から減ってくる可能性があるかなという気がいたします。また、国税におきましてもかなり減少するだろうという予測が報道では報じられております。

だから、そういう状況になったときに、税収という面から見て、財政的にはかなり厳しくなるかなという、実はすごく懸念があったものですからこういう質問をいたしましたけれども、税収といたしましても、鹿島市の自主財源というのは大体30%程度でございまして、それから少し減っても二十数%までになるぐらいかなという気がするんですけど、それはやはり交付税等が減少する可能性もあるなということがありますから、実は大変心配してこういう質問をいたしました。

ですから、鹿島が、いわゆる税収の面というのが、例えば、今予測できる状況じゃないことはよく分かりますけれども、私が述べましたように、有効求人倍率の問題ですとか、水道の使用量の問題で、業種によってはかなり減収が見込まれるという状況があるということなんです。だから、これで市としてどのように思われたかなということをお聞きしたいなと思っておりますけれども、どういうふうに思っておられますか。

○議長（角田一美君）

山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

税収にどのように影響するのかというところで、私のほうからお答えをしたいと思います。

議員がおっしゃったような有効求人倍率等の下落に加えまして、現在、コロナでいろいろな影響が出てきております。関連したものとして、税制面でも各種の対策を行っております。例えば、納税の猶予ですね、税全般に対する猶予ですけれども、これの要件といたしましては、収入が前年と比べて20%以上減少した方というのが対象。また、コロナによる国保税の減免、これについては、収入が前年と比べて30%以上減少した方というのがそれぞれ対

象となっております。現時点でそれぞれ数十件の受付を行っております。また、以前からある制度ではございますが、非自発的失業者、これはいわゆる解雇されてしまった方を対象とした国保税の軽減措置というのがあります、こちらについても前年の同時期に比べて十数件受付は多くなっています。

こういった業務で対応する手元のことに加えまして、新聞とかテレビのニュース等で経済の状況が厳しいということは連日報道されているところでもあります。収入が減った方が多いということははっきりしておりますので、ただ、具体的な減少幅等については、議員おっしゃったように、申告等を受け付けて課税計算してみないと分からないところではございますが、税金に関しましては、いずれにせよ減の影響が大きく出てくるだろうということで税務課のほうでは考えているところです。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

多分、税金はかなり影響が出てくる。数字は確定申告が終わらないと次の数字は出てこないわけですが、ある程度減収してくるということを感じないといけないんじゃないかなという気がするんです。また、国保税につきましても、減免がそんな多い数字じゃないけれども、国保の財政に関してもかなり影響が出なければいいなと思っております。延長じゃなくて減免ですから、その分がある程度減ってくるわけですから、だから、そこは私もちょっと気にしているところでございます。

それから、これは全国的だけじゃなくて、こちらの鹿島でも一緒なんですけれども、実は建設業関係は求人が多くなっているんです。これが増えているんですね。製造業は19.3%減っています。運輸・郵便業というのがあるんですが、これは43.2%減ってまして、卸売と小売業が10.9%です。宿泊業と飲食サービスが41.3%、医療福祉が19.3%というふうに減っておりまして、これは鹿島のハローワークの場合は嬉野も一緒ですから、嬉野のホテル、温泉等はかなり宿泊客が減っているという影響があって、実はこういう求人の減少につながっているんだなということは予測はできるんですけれども、鹿島の場合というのはやっぱり飲食関係が水道の使用量についても減っているところがありますから、そうなったとき、じゃ、次にどういう手を打っていくのかなということで、国の臨時交付金が1兆5,000億円、新規に補正予算でまた出されるという新聞報道等がありましたから、それらを使って今から鹿島の、ある意味で刺激策をやっていくことになるのかなという気がしているんですけれども、これは国がまだ決まっていませんから、市としてどうしますということはなかなか言えないんだと思いますけれども、考え方として、いわゆるそういう支援策といいますか、景気刺激策といいますか、そういうことで取り組むお考えがあるのかどうかだけ教えてください。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

私のほうからは、国の現在における状況等について申し上げたいというふうに思います。

政府は一昨日の8日、新型コロナウイルス感染拡大を受けた追加経済対策を閣議決定したところでもあります。

今回、第3次となりますが、今回予算案と2021年度の当初予算案を15か月の予算として一体編成をして、3つ、感染拡大防止、ポストコロナに向けた経済構造の転換、そして、国土強靱化を図ることといたしているところでもあります。この中で、感染拡大防止等に向け、営業時間短縮の要請に応じた飲食店に対し自治体が支払う協力金などの地方創生臨時交付金を拡充して、その額は1兆5,000億円を確保するものとされているところでございます。

本交付金の詳細につきましては、現在、随時情報等を収集、または確認をしているところでもありますので、国から示され次第、適時適切な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

臨時交付金が交付された場合には、やはりしっかりとした政策に取り組んでいただきたいと思えます。

次に行きます。

市民会館についてなんですけれども、今回、市民会館建設について落札ができなかったわけですが、これは県のアリーナ工事実は最初不落でありまして、後で65億円増額されるということがございました。そのほか、県内の市の庁舎等々も不落がっておりますし、また、杵藤広域消防の嬉野消防署建設も不落でございました。嬉野消防署につきましては、増額をして最近落札されたということでございますが、この原因は、以前は東京オリンピックに基づく建設とか、東日本大震災の復興事業による資材高騰や人件費高騰が原因と言われておりましたし、最近では福岡の天神ビッグバンという天神の再開発が始まっていますので、そちらも原因だということと言われておりますけれども、この建設不落は、これは一つは資材の高騰とか人件費が高騰しているというふうに言われておりますけれども、どこら辺に原因があったと思われるか、質問します。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

前回の入札が不落になってしまった訳ですけれども、その要因はどういうふうに捉えてい

るかという御質問だったと思います。

不落の要因としましては、議員御承知のとおり、2008年にリーマンショックがありまして、東日本大震災が2011年、これ以降、建設業界というのが慢性的な技術者不足、職人不足が深刻な状況になっておりまして、労務費が上昇傾向にあります。このことに加えまして、昨今の旺盛な建設需要と不動産市況の好調さがありまして、ゼネコン業界というのは非常に忙しい状況になっていたと思います。特に、東京オリンピックの開催決定以降に建築工事費の上昇が言われ始めましたけれども、東京都心の開発は盛んに行われております。また、大阪万博に関連した再開発案件というのも多数進行中のようです。しかも、これらの大都市の開発が進んでいるだけではなく、現在は東京オリンピックの影響で控えられていた近隣の地方都市の開発が進められておりますし、県内でも大型の建設事業が進められるなどの影響で、特に鉄骨の加工とか組立てに関連する費用が高騰している状況にあります。このようなことから、大型事業に限らず全般的に建設コストが高くなっているというのが現状のようです。

また、新たな市民会館というのは、大きな舞台と750席の客席を有する大空間で構成された施設になります。庁舎とか事務所とか工場のような外部、内部ともに単純な形状の建物とは違いますので、それらの建物と比較すれば施工の難易度が高いということは間違いないと思っています。このようないろんな要因が複雑に関連しまして入札が成立しなかったものというふうに整理をいたしております。

次の入札を控えるに当たりまして、様々な立場の方々から情報収集に努めておりますし、建設に係る技術的な部分については、可能な限り発注者として設計意図が応札者に分かりやすくするように考慮しながら、設計内容のどこをどのようにどこまで見直すことが適切かということを慎重に吟味して協議をしてきたところです。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

細かいところを見直すことによって、ある程度コストは抑えることができるんじゃないかと私も思います。だから、先ほど松尾征子議員がおっしゃったように、箱型に造れと私は言いません。今のすばらしいデザインのままで、ぜひ造っていただきたいなと私は思っています。ただ、次が260,000千円ぐらいで落ちてくれることを私は願っていますけれども、落ちてほしいなと思うけれども、もし次もなったらどうなるのかなという、そこだけ実は一番私は心配をしています。

だから、設計の見直しはとてできることじゃないと思いますけれども、やはりほかの資材等々が高騰していますので、どうしようもない点もあると思いますが、中の構造を少し見直すとかというような形を取るによって、ある程度予算的に節約できるんじゃないかなという気がしているんだけど、見直しをしたらどういところを見直すか、今ど

ういうふうに考えていますか。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

どのような部分で見直しの内容を考えているかということですが、積算としましては、当然、土工事であるとか、型枠工事であるとか、左官工事、鉄骨工事、二十数項目の工種に及ぶ積算を行っているところです。次の入札への影響があったらいけませんので、詳細をお答えするのは控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

私も詳細に聞くつもりはございませんけど、ちゃんと落札できて新しい市民会館でぜひ私も参加したいなと思うけど、そのとき私は議員じゃないか分かりませんが、いずれにしても市民会館ができることを願っております。

次の質問に入りますけれども、これは教育委員会の関連です。要は校則について、先ほど教育長に答弁いただきました。ありがとうございます。ある程度見直しも考えていらっしゃるというふうな答弁だったと思います。

私も実は鹿島中学校に入ったのが今からちょうど60年前でございまして、入学して2日目くらいに小学校のときの靴を履いていたら、あなた、この靴駄目よと、校則で駄目と言われるとよと言われて、先生から注意されて、何でこの靴はいかんとかなという、ちょっと愕然とした経験があります。また、これは高校のときの経験なんですけれども、高校3年生のとき、私は美容学校に行く予定でしたから、髪を伸ばし始めたんですね。伸ばしたんです。その当時はちゃんと髪はありました。伸ばし始めたら、先生がすぐ髪を切んしゃいと、あんたが伸ばすぎ、ほかの者に示しがつかんやろうがと言われて、泣く泣く切ったことがあります。だから、校則に関して、そういういい思い出が今まで私はなかったといえますか、そういうことがありました。

それからもう一つ、私は美容師でもありますから、実は特に女子生徒なんですけれども、よく間違えるのは、パーマをかけたとか間違える人がいるんですよ。日本人の大体70%ぐらいは癖毛なんですよ。癖の強い、弱いはありますけれども、縮毛といって、ちりちりになる人たちもいます。ですから、以前は、私の頃はパーマはあまり言われなかったんですけど、最近パーマをかけたなら駄目よということは当然言われるんですけど、パーマをかけたか、かけていないかを判断するのは誰が判断するかということなんです。パーマをかけたとか、かけていないかというのは、多分、美容師以外の素人では分からないと思うんです。もう一つあるのが、毛染めの問題です。毛染めはもちろん禁止されているわけなんですけれども、日本

人も実は髪の色素がない子たちもいるんです。髪の色素がなく赤っぽい色になる、生まれつきそうなんです。だから、そういう人たちに関しても、ひょっとしたら髪は黒く染めてこいと言われたという人が、実は私はある子供さんで経験して知っておりますけれども、やはり自分がもともと持っているくせ毛とか髪の色とか、そういうことに関してやはり規制をするということは、それこそ人権に関わることじゃないのかなというふうに思いますけれども、まず髪の色について、どういうふうな判断で今校則の下に指導をしておられるのかなということが分かりますか、分かったらお願いします。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

先ほど議員の中学校当時の話をさせていただきましたけれども、実は私もちょうど50年前、当時の鹿島中学校に入学をいたしました。小学校まで佐賀市に住んでおまして、進学する予定だった中学校は坊主頭ではなかったんですけれども、鹿島に引っ越してきて、鹿島中学校は校則で坊主だということで、しかし、全員が坊主でしたので、特に自分は何も思わず学校生活を送ったなということを感じておりました。

さて、髪型等の問題がございましたけれども、議員おっしゃるように髪型についてもいろんな規則がございます。しかし、学校に確認をいたしましたところ、先ほど縮毛の問題とか個別に相談をしていただければ対応するようなことをしているというようなことを現在行っているということでございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

これは鹿島のことじゃないのか分かりませんが、例えば、パーマとかじゃないよということを証明するために美容師さんに証明書を書いてくださいというような学校があったということなんです。だけど、私の経験では一回も証明書を書いたことはございません。ということは、鹿島の美容師の方たちは誰も証明書を書いたことがないんじゃないかなという気がするんですね。だから、実際、現実的に不可能なことを実は校則に書いてあるという、やっぱりこれはちょっとおかしいなという気がするんですね。だから、ある意味でいったら、その人が持っている素質といいますか、本質の部分を否定するようなことになると思いますから、そういうことはやはりちゃんと改めていただきたいなというふうに思います。

今後、教育委員会として見直しを中学校にされるのか分かりませんが、そういうこともやはり、実は人によって個性があってみんな違うということをぜひ指導していただきたいなと思いますが、そこはいかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えをいたします。

まず校則が、学校は教育目的を実現していく過程において、生徒が遵守すべき学習上、あるいは生活上の規律として定められたものでございます。生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、一定の決まりが必要だということは御理解をさせていただきたいと思っております。しかし、先ほどございましたような個人的な問題もたくさんございますので、問題を含んでいるというところがございます。しかし、今、社会問題となっておりますけれども、なぜかちょっと学校だけが悪者になっているのかなというのを感じます。

実は学校もいろいろ抱え込んでいるなど。1つは、学校外での生活もいろいろ決まりを持っています。これは1980年代ぐらいからの学校の荒れとか、そういうのもいろいろ経験いたしまして、学校外でのいろんな問題行動に対しましても、すぐ学校にいろいろ問合せが来る、責任が問われるというようなことで、学校外での生活も今、学校が抱え込んでいるということ、あるいは社会全体が望ましい中学生像とはどうなのかということ。もう一つは、高校入試を含めた高等学校から見た望ましい生徒像、中学生像というのも望まれています。ですから、一つ一つの中学校が、先ほどいろんな提言があったようなことで見直しをしていく、これも大切です。それとともに、やはり社会全体がどうあっていくべきか、ここをやっていくことも非常に重要なことだと考えております。

それで、学校に対しては、提言にございましたように、やはりこれから生徒や、あるいは保護者の意見を聞いて見直していくと。実は佐賀県でも昨年11月、県の総合教育会議の中で校則について話し合いをされました。それを受けて、3月、県立学校に通知文を出しております。それを私どももいただいたところです。そして、今回の弁護士会の提言ということで、これも見直しの参考にすべく各学校に通知をしたところがございますので、提言を参考にしながら、そして、先ほど述べたような社会全体のことを考えながら、学校として規律を守っていくためにはどのような校則が望ましいのか、ここを管理機関として適切な指導、助言をしていくということで臨みたいと思っております。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

学校で何かあったら、本当に学校も今すぐ批判をされているという、教育長がおっしゃったように、そのとおりだと思います。だから、ある程度の決まりは私も必要だと思っています。だけど、思っているけれども、ちょっとあまりにも、いわゆる権利に合わないといいま

すか、本当に人間の持っている権利に合わないという部分があると思うんですね。

だから、今回、一番ニュースになったのは、下着の色の問題やったんですよ。下着の色は白じゃないといけないということが書いてある学校があったと。下着の色を白というのを誰が見るんですかと。実はインターネット上には、襟をめくって下着の色を見るという、これも非常に人権的問題があるなという気がしましたから、私もこういう質問をしたわけですね。

校則を決めるのは校長だということによろしいのでしょうか。そこはよかですか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

校則の制定につきましては、校長の裁量権となっているのは先ほど述べたとおりです。しかし、私たちも学校の管理機関として、そのことについて適切に指導助言をしていく責任はございます。

先ほど述べたとおり、今回いろんな提言等をいただいておりますので、各学校も、あるいは鹿島市内だけではなく、佐賀県、全国的に見直しが進んでいくと思われれます。特に今回問題になった人権上の問題とか、いろいろ細かい部分も御指摘の件を参考にしながら、変わっていくと思います。ただ、一気に来年度から変わるということではなく、少しずつそこは見直しが進んでいくのではないかと考えております。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

これで最後にいたしますけれども、今から校則を徐々に見直していかれるんだと思います。教育長もおっしゃったように、やはり生徒の意見、子供たちの意見も聞かなければいけないと思いますけれども、だけど、子供たちは割と結構わがままなことを言ったりするわけですよ。あれもできるようにしてほしい、これもしてほしいという考え方を言ってくる可能性があると思うんです。だから、できたら、まず子供たちだけでグループディスカッションをしてもらって、自分たちで校則というのを考えてもらうということから始めていただいて、それからあとは、いわゆる学校の先生方等もあるでしょうし、保護者の方たちもあるでしょうから、そこら辺で、やはりみんなでディスカッションをしながら、一番いいというものを決めていくというやり方が一番いいんじゃないかと思います。これは一朝一夕にできることじゃないと思うんですよ、それぞれみんな考え方の違い等ありますから。あるんだけれども、それをいわゆる集約していったって一番いいものにしていくという作業というのがやはり今後の校則の見直しには必要だと思いますので、その取組をお願いしたいと思いますが、その決意のほどをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

見直しの方法につきましては、先ほど生徒や保護者の意見も聞くということで、これもちょっと学校と話をしてみましたけれども、例えば、生徒にアンケートを取るとか、生徒総会で話し合いをすとか、いろんな方法があると思います。やはり生徒も自分たちが校則の制定について関わったということになれば、それなりの責任がありますし、自分たちで守っていくという気持ちも強くなると思いますので、そこは学校と生徒、保護者の意見を併せながら校則の見直しをやっていくということで各学校も進めていただけたらと思っています。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ぜひそういう方向で、本当に話し合うことが一番大事だと思うんですね。先ほど教育長がおっしゃったように、自分たちで考えてつくった校則であれば、やはりみんな守るんじゃないかなと私も思います。私も今まで校則で若干嫌な思いをしたことがあるということも冒頭に申しましたけれども、そういう思いをしている子供たちがいなくなるように、少々不満でも、自分たちでつくったんだからやっぱり守ろうよというふうな校則になるようお願いをいたしまして、本日の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（角田一美君）

以上で13番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後3時5分から再開します。

午後2時54分 休憩

午後3時5分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

こんにちは。1番議員の中村日出代です。よろしくお願いたします。

今年はコロナ、コロナで、あっという間に1年が過ぎたように感じます。最近は寒さも増してきました。市民の皆様も十分に健康管理には注意していただきたいと思います。

それでは質問に入ります。第七次総合計画について質問いたします。

総合計画とは、鹿島市の全ての活動の根拠となる最上位の計画とされています。計画の構成と目標年次には、この計画は基本構想、基本計画、実施計画から構成されており、基本構想、基本計画は2021年度、令和3年度を初年度とし、5年後の2025年度、令和7年度を目標年次としていますと示されています。

それでは質問します。

まず最初に、都市基盤の主要施策の混雑軽減を目的とする西牟田地区の商業地の道路整備についてです。第六次総合計画には入っていましたが、混雑が解消したとは全く思えない状況です。現在の進捗状況を答弁してください。

次に、安全・安心の主要施策、老朽危険空き家の対応についてです。

市内にも老朽で危険な空き家が多くなってきております。まず、老朽危険空き家の相談件数を教えてください。

最後に、学校教育の主要施策、3項目めの効果的な教育活動を行うための教職員の働き方改革の推進と資質の向上についてです。

学校における働き方改革に関する緊急対策について、この緊急対策については、平成29年12月に文部科学大臣が決定なされました。そして、対策が発表されました。緊急対策の決定をしなければならなかった平成29年当時の学校の状況を、教育長に答弁していただきたいと思います。

関連質問はこの後、行います。よろしくお願いたします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

それではお答えします。

これまでの経緯を含めてお答えしたいと思います。

第七次総合計画に掲げています西牟田地区の道路整備につきましては、第六次総合計画を引き継ぐものでございまして、この課題は西牟田土地区画整備地区内に商業施設が集中して立地したことに伴い、交通渋滞が発生し、地元からも改善の要望が出されておりました。

この交通渋滞改善のために、車がどのように流れているのか、どのような対策が考えられるのかを把握するため、交通量調査や分析を行うことを目的に、現地での交通量調査を平成27年12月に実施したところでございます。

この調査の結果を踏まえまして、平成28年から29年度にかけて対策案の設計や検討を行い、地元や警察、関係する商業者、買物利用者等の安全対策協議会にて、通行規制を伴う交通渋滞解消のための社会実験実施について協議を進めてまいりましたが、理解が得られなかったため、平成30年度に事故防止対策として社会流動実験を行い、交通状況の変化について把握しました。

令和元年度は市道中牟田～御神松線の交通事故対策について実施をしてまいりました。交差点にはカラー舗装による注意喚起、横断歩道がない交差点にもカラー舗装などを施工して安全対策に努めたところでございます。

今年度は、昨年度の繰越事業でハローワーク前の市道新町～組知線の道路改良を行うため

に自転車や歩行者の安全確保と変形交差点部の狭所が課題となっていましたので、詳細設計を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

老朽危険空き家の相談の件数ということで、今年度の相談の状況ということで御紹介をしたいと思います。今年度4月以降、そして、11月末までという件数でいきますと、8件相談がっております。ちなみに、この内訳といたしましては、住宅や小屋など建屋の相談が4件、そして、雑草等の生い茂りなどの相談が4件で、合計8件という内訳です。

以上です。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

平成29年の学校における働き方改革に関する緊急対策、この当時の鹿島市内の学校の現状ということでお答えいたします。

当時も学習指導のみならず学校の抱える課題はより複雑化、困難化しておりまして、時間外勤務が非常に多かったというところでございます。国の平成28年度勤務実態調査では、毎月の時間外勤務80時間以上の過労死相当に当たる週60時間以上の勤務、これが小学校で33.4%、中学校で57.7%、これは国の実態ですけれども、鹿島市でも毎月、教職員の時間外勤務の調査を実施し、把握しているところでございます。

平成29年当時は小学校で一月当たり32.8時間、中学校で一月当たり45.7時間となっております。また、過労死ラインとされる月の時間外勤務が80時間以上の教職員の割合が小学校で0.8%、中学校では17.2%となっております。全国平均ほどではないですけれども、残業時間の多さに課題が見られたところでございます。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

混雑解消というのは、ハローワークと変形四差路の交差点と2つ一遍にするということですか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

おっしゃるとおり、市道御神松線、バイパスと接続する市道の分ですね、その市道と、ハローワーク前の市道新町～組知線、それとそこをつなぐ小さな道路といいますか、本屋さんがありますけど、そのもうちょっと裏の市道です、その分の混雑解消ということです。変形四差路も含めてです。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

よろしく願いいたします。

それでは次に、老朽空き家の対応について、相談が8件ということは想像していたよりかなり少なく、それには何が問題があるのかといいますと、この相談を全て区長に言わなければいけないと市民の皆さんは思っているわけですね。平成元年8月20日に総務部長からいただいたこの住民等からの要望等に対する事務処理についてとあります。市民の皆さんに聞いても、どういうこともみんな区長さんを通さなきゃいかんと思うわけですね。市に、私がいろんな要望をしても、市の職員さんもそうですね、すぐ区長を通してくださいと。だから、私が要望する場合は必ずこの紙をつけてやっています。職員さんにこれは知っていますかと聞いたら、知っている人はいないですね。総務部長、職員に周知徹底させるという話だったんですけど、どうなったんですか。

○議長（角田一美君）

大代総務部長。

○総務部長（大代昌浩君）

お答えします。

地区の要望、陳情については、先ほど議員がおっしゃった通知によってするというのですが、これについては、例えば、老朽空き家、危険空き家については個人の所有とか、危険空き家の隣の所有者に危害を及ぼすおそれがあるということで、これは区長さんを通してこちらのほうに要望するというのではございませんので、それは市のほうに直接困っている方が相談をすればいいということです。そこはちょっと誤解があっているようですので、あくまでも地域、例えば、里道とか市道とか、そういったところの要望についてということで御理解していただきたいと思います。

それで、市の職員がそういったことについて周知徹底がなされていないということであれば、再度こちらのほうで周知徹底を図りたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

よろしく願いしておきます。

それでは、老朽危険空き家の対応について、老朽危険空き家の条例と法律があります。鹿島市に鹿島市空き家等の適正管理に関する条例がありますので、その第1条を読みます。

（目的）第1条 この条例は、危険な状態のまま放置されている空き家等について、その危険な状態の解消を図ることにより、当該空き家等に係る倒壊事故、犯罪、火災その他の事故又は事件を未然に防止し、市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とするとなっています。

国の法律も、空家等対策の推進に関する特別措置法の第1条にも地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図ると規定されています。

11月12日の佐賀新聞に、「所有者不明、多久市が費用負担 空き家解体、略式代執行、老朽化、倒壊おそれ」と記載がありました。略式代執行とは、家の所有者が不明の場合に市が解体の費用を負担して危険を除去する措置です。所有者が特定できる場合は、助言、勧告、命令、それでも所有者が措置しない場合に行政代執行の対応ができます。行政代執行とは、市が危険を除去、その費用を家の所有者から徴収する規定です。この多久市の措置は国の法律、空家等対策の推進に関する特別措置法を根拠規定として行われています。多久市にもその市の条例がありますが、国の法律、特別措置法が強制力もあり、財政上の措置及び税制上の措置等もありますので、特別措置法を適用したと思います。

そこで、質問です。市内にも老朽危険空き家が多くあります。その相談を受けて対応をしてもらっていますが、その事例を紹介してください。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

市内の相談の事例ということで、これ1件ぐらいでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

今、市内の相談の事例ということで、1つ紹介をさせていただきますと、市の中心市街地の中に危険家屋として相談があつておりました、市のほうで今対応をしておりますが、最初、ほかの部署のほうで平成29年度ぐらいから相談があつて、今、総務課のほうに防災・防犯等の担当部署としてバトンタッチを受けております。それが1つ事例として危険家屋として、街部での相談があつております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

その事例は相続人が20人おってですね、今、19人までできて、係員の方がとにかく一生懸命してはもらっています。それで、最後の1名の方が関東の高齢の方で、連絡が今つかないような状態になっていると思います。本当に一生懸命やってもらっているんですけども、この相談を受けて何年になるんですか。

○総務課長（岩下善孝君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、正式には平成29年4月に鹿島市として相談を受けまして、総務課のほうで現在も対応しておりますので、市への最初の相談からは約3年半が経過しているという状況です。

以上です。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

この3年半の間、そこの家の両隣の住民の方は、毎日不安な日を過ごされておると思います。国のガイドラインにも示されているように、小動物が住みついたり、ふん尿により臭気が発生するおそれがある。また、シロアリが発生し生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある、などが予想されるとガイドラインではなっています。この事例ではそのおそれはありませんでしたか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

国の特措法の空き家関係のガイドラインには、確かに小動物とか、ネズミとか、あとはハエとか、シロアリも含めてですけども、老朽化につながるような内容も確かに書いてあります。

そして、お尋ねの市内の物件ですけども、一番当初は、平成29年の時点では瓦が落ちたり、あるいは景観的にも衛生的にも問題があるということの御相談で、その後は特に大きな修繕等の対応はしていませんので、今は屋根の崩れとか、あとは戸が傾いたり、台風等で瓦が飛ぶということで、ガイドラインにあるような小動物等のお話は今のところ市としては聞き及んでおりません。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、市の条例第5条の調査、そして、国の特措法第9条の立入調査等で危険空き家の調査ができますが、今までに何件調査されましたか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

今までの調査ということで、市の条例が平成25年度のスタートで、その後の総件数でいきますと約7年半ございますが、トータル51件の相談と、あと現地へ1件、職員が出向いて相談された方を含めて対応している状況です。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

51件と言われたですね。かなりやってもらっていますね。

この調査の限界を教えてください。調査の限界、どこら辺までというか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

特措法とか、市の条例の中で調査ということが入っておりますけれども、基本的には所有者のほうへの通知とか、了解を得た上で基本なんですけれども、危険家屋は御存じのとおり屋根が崩れたり、外壁が傷んだりということで、建具自体が開かなかつたり、あとは崩落等の危険がございますので、基本的に敷地の外、あるいは入って、敷地の建物の中じゃないところから外観等を見て、老朽化かどうかというところが基本で、あとは承諾が得られれば建物の中に入るというケースもございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

なかなか建物の中まで入ってというのは難しいことだったとは思いますが。

それでは、相談者の不安を解決するには老朽危険空き家の解体の方法しかありません。略

式代執行または行政代執行の措置を取るには、特別措置法第2条2項の「特定空家等」に認定されればいかなる状態でも、この法律において、「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいうとなっております。この空き家等に該当すると認定するための手続を教えてください。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

特措法の第2条の中に示してある「特定空家等」ということに対して、特定するための手続ということに関しましては、あくまでも特措法に基づいた協議会を設立して、その中で空き家を協議して、特定空き家と確かにここに明記してある危険な家屋ということで認定をされた段階で特定空き家ということで、その後特定空き家として国の法律に基づく対応をしていくことになっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

とにかくこの特定空き家に指定するためには、この協議会がなければ先に進みません。係員の方は一生懸命に、20件あれば20件、相続人のところに連絡してやっておりますけれども、協議会ができなければその先に行くことができません。それで、協議会をぜひつくっていただきたいと思っておりますけど、総務部長、見解をよろしくお願いします。

○議長（角田一美君）

大代総務部長。

○総務部長（大代昌浩君）

協議会の設置をということでの御質問にお答えします。

特措法の第7条に、市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができることとされて、その委員として地域住民、議会議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者等で構成するとされております。

鹿島市の空き家に関する計画とか調査、相談、危険空き家に対する措置を実施する上で、そういった専門家の意見を聞くということは有効であると考えております。

関係部署も現在、防災であるとか、衛生、景観、それから固定資産、空き家バンクなど全庁的にまたがっております、現在、組織の見直しを検討しているところでございますので、

まずは空き家に関する全般的な窓口を一本化して、そして、協議会の設置に向けても検討していきたいと思っております。

それで、この空き家の特措法の附則の第2項において（検討）という見出しがあります。そこで、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするがあります。この法律が平成27年2月に施行されておりますので、もう5年が経過しております。全国的な問題ということで空き家については捉えておりますので、いろんな問題が出されておると思っておりますので、それを踏まえて今後検討がなされると考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

第1条の目的、市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とすると鹿島市条例ではなっておりますので、危険除去の措置が講じられるように早期の協議会設置をお願いいたします。

それでは次に、効果的な教育活動を行うための教職員の働き方改革の推進と資質の向上について質問します。

国県の資料を基に質問をいたします。まず、教育基本法第1条、教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないと規定されています。私初めて教育基本法第1条を読みましたが、人として成長していくのに教育がいかに大切かが規定されており、改めて認識いたしました。

それでは、最初の質問です。

冒頭で言いました学校における働き方改革に対する緊急対策、文部科学大臣決定の学校教師が担う業務の明確化を通じた役割分担と業務の適正化について質問いたします。

我々市民、保護者に関係するのはこの方策だと思います。この趣旨については、これまで学校、教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方として示されています。この件については、平成31年1月の中央教育審議会の答申にも出されています。

内容は1、基本的には学校以外が担うべき業務、2、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、3、教師の業務だが負担軽減が可能な業務の3項目が示されています。この3項目の中で我々市民、保護者が担うとされている業務が、1の基本的には学校以外が担うべき業務です。学校以外が担うべき業務とは、1、登下校に関する対応、2、放課後から夜間などにおける見回りなどが挙げられています。この学校以外が担うべき業務の法的根拠

は、学校保健安全法第30条の地域の関係機関等との連携とされています。登下校時の見守りについて、学校が担うのではなく地方公共団体、教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティアなどが担うべきとされています。

そこで、質問です。ボランティア団体の方々に業務として担っていただくとのことですが、ボランティアとは自分でできることを自分の意思、周囲と協力しながら無償で行う活動のことと説明されています。このことから、ボランティア団体の方々に業務として見守り活動を担わせることは問題だと思いますが、どうでしょうか。要するに、業務というのは仕事ですから、ボランティアの方は仕事でないわけですよね。そこで、ボランティアの方々が業務として見守り活動をされるということは問題だろうと思いますが、教育長そこら辺どうでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

鹿島市内でもいろんなボランティア、見守りだけでなく、読み聞かせ、読み語り、そういうボランティアがたくさん学校に協力をいただいて、大変感謝をしているところでございます。

見守り隊につきましては、鹿島小学校と明倫小学校が学校運営協議会の中で位置づけられておりまして、特に積極的にしていただいているところでございます。

先ほどありましたように、業務の仕分の中で、学校以外が担うこととなっておりますけれども、現在、PTA、あるいはPTAの中のTは学校ですので、学校も月に2回あたりの朝の交通当番等もやっております。ただ、これは今回の見直しを受けて、少しずつ減らしている学校もあるというところでございます。

先ほどありましたように、あくまでも登下校というのはやはり保護者の責任において行うことが大前提でございますので、この仕分の中にございますように、いろいろ協力を仰ぎながら、学校を助けていただくという範囲でのお願いになると考えております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

私は業務として担わせることにはどう思われますかと聞いているんですよ。協力とか云々じゃなくて。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

現在の鹿島市のシステムの中では、業務としてお願いするのは非常に厳しいと考えております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

学校以外で担うと規定であったこのことは、ボランティアの方々は御存じなんでしょうか。この示されていることは。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

ここに掲げてありますような規定は、多分御存じないと思います。それぞれがボランティアとして、先ほど協力することを業務と言われましたけれども、協力をしていただいているというのが実態でございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

この状況をぜひボランティアの方々たちにも説明をしていただきたいと思います。

去年の委員会でも言いましたけれども、ボランティアの方々への予算というのは全然もうないですか。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えいたします。

今、ボランティア活動ということで登下校の見守りとか、下校時を一緒にサポートしていただくパターンとか、PTAがそういうことをされるとか、それからもう一つは青色防犯パトロールですね、こういった形での見守りをしていただくような、いろいろな団体がございますけれども、直接的に予算というところでの手当は今のところありません。ただ、青色防犯パトロール等につきましては、市のほうでステッカーとか、青色のパトロールのライトにつきましては幾らか使っていただくような手当というのは行っておりますが、実質的な金銭的なというか、予算的なものは特段用意をいたしておりません。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

現在、見守り活動をしていただいているボランティアの方たちは高齢の方が多いですね。

見守り活動をしている方も、今後、後継者がいないということで、かなり不安になっておられます。見守り活動の継続的な対策について、教育長はどう考えておられるのか。

また、継続ができない場合には、先ほどの業務以外に書いてありましたように、市の職員さんとか教育委員会での見守り活動になる可能性もあります。これについて、今後どのようにお考えになるか、お伺いします。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

私も平成25年から鹿島小学校にお世話になっておりましたけれども、その当時からこのボランティアの皆さんの高齢化は問題になっておりました。いろんなところで、市報に挙げたりとか、区長会でお願いをしたりとかしてきましたけれども、少しずつ増えたところもありますけれども、また高齢になられるということで、これは非常に厳しいのが現状でございます。

ですので、これから各学校、学校運営協議会をつくっていただきますけれども、その中でやはり地域全体に声かけをして、ボランティアの獲得、協力いただく方を増やしていくというふうな取組が大切だと思いますし、教育委員会としてもそこをバックアップしていきたいと考えております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

よろしく願いいたします。

次に、働き方改革のための取組状況調査回答、令和元年7月現在、県教育委員会の資料について質問いたします。

この中の、保護者や地域社会に対する働き方改革への理解や協力を求める取組の調査項目に、保護者や地域社会に対して働き方改革への理解や協力を求める取組を実施しているかの調査項目が載っていました。鹿島市は回答で既に実施した、または実施中と回答されています。

まず、実施したのか、実施中であるのかを答弁してください。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

これは働き方改革について、ここにありますように実施しているという段階でございます。例えば、現在、特に本年度も校納金ですね、いわゆる学級費の口座引き落としとか、あるいは校務支援システム、これは出欠とか成績とかをパソコンでするものなんですけれども、そ

ういうものを導入しながら働き方改革を行っているところでございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

保護者や地域社会に対する働き方改革への理解や協力を求める取組の調査ですけれども、地域とか社会には取組を実施しているかという調査なので、学校でのことじゃなくて、これを私は聞いているんですけど、それを教えてください。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

まず、この働き方改革への理解や協力をお願いするということで、文部科学省から保護者や地域に向けたメッセージ、これは文部科学大臣メッセージが平成31年3月に出ております。これを学校を通じて——ただ、これは保護者ですので、地域までは届いていないかなと思います。

また、これも平成31年3月に「学校の働き方改革」公式プロモーション動画というのが文部科学省から出されております。これは13人の専門家が17分間の動画にまとめて、働き方改革について非常に分かりやすくしております。学校を通じては連絡をしていますけれども、これもちょっと地域や保護者には届いていないのかなというところでございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、今後はそういう地域とかにお知らせをする計画にはなっているんですか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

この働き方改革の一環として、私も、例えば、夏季休業中、夏休みの学校閉庁日等で保護者に教育委員会から通知を出して、働き方改革の一環としてこういうものを行っているというようなことで、いろんな取組の中でお知らせをしているところでございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは次に、教員の資質向上について、平成27年12月、中央教育審議会答申について質問します。

資質とは、その人が生まれつき備えている物事を巧みにこなす性質や才能、またはその職業に適合する性質との意味と説明されています。資質に関する資料を調べてみて驚いたことは、古くは明治13年の教育令改正、明治33年の第三次小学校令や小学校令施行規則等があると説明がありました。この資質の問題が明治時代からずっと議論されていたということはちょっと驚きでした。また、我々議員にも、議員としての資質の向上が必要でしょうし、この課題はどの職種にも求められるものと思います。

それでは、質問に入ります。

文部科学大臣から中央教育審議会に次の諮問がなされました。これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～。

これを受けて、平成27年12月に次の答申がなされました。教員の資質能力の向上については、教育基本法第9条において法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならないと規定されています。

この中で、学校を取り巻く環境の変化の項目で、大量退職の影響で先輩教員から若手教員への知識技能の伝承をうまく図ることができていないとの報告がありました。

この問題は、私も8年前に退職しましたが、そのときは80人ぐらい退職しました。若手の方にいろんな技術とか、いろんなことを教えることはなかなか難しくなっております。市内の学校の状況は今現在どういうふうになっているのでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

まず、年齢構成からお知らせをいたします。

小学校が20代、これは教諭と講師、直接児童・生徒の指導に関わるんですけども、小学校は20代が20%、30代が25%、40代が14%、50代が34%となっております。そのほか、60代も再任用で数名入っているところです。

中学校は20代が13%、30代が26%、40代が31%、50代が24%、また、60代以上が若干おります。

ということで、全国に比べて、これは年齢構成なので経験年数とはちょっとは違うんですけども、年齢的に見ると全国的に比べて5年から10年、その波が遅くなっているなというところでございます。

ですので、かえて、今、鹿島の現状としては20代の若手が入ってきて学校が活性化をされているというところの問題で、もちろんまだ50代、40代もたくさんおりますので、その中でいろんな学習法について伝達ができているという現状でございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

鹿島市はそういった環境がいいということでよかったと思います。

次に、令和2年度第1回佐賀県教員研修検討委員会、参考資料について質問いたします。

この資料は県の教育委員会からいただきました。教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成29年4月施行）、改正された法律は教育公務員特例法第22条の3、内容はちょっと省略しますが、任命権者は国の指針を参酌し、校長及び教員としての資質に関する指標を定めるものとする規定されています。この指針とは参考となる基本的な方針です。参酌とは他の者を参考にして長所を取り入れること、指標とは物事を判断したり評価したりするための目印になるものと説明されています。

ここで質問します。教育公務員特例法を改正してまで資質に関する指標を策定しなければならなかった経緯、背景を説明していただければと思います。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

先ほどの教育公務員特例法の改正の背景ということでございますけれども、1つは社会的な要因ですね。AI、あるいはグローバル社会といったことで、社会が大変大きく変わっていると、学校も同じようにそれを取り巻く学習指導方法、今回タブレット等の予算もお願いいたしましたけれども、そういうことになってくると思います。

2つ目の要因に対しまして、先ほども出てきましたけれども、大量退職、そして、大量採用というような問題もございます。

あるいは、学習指導要領が今年から小学校、来年から中学校ということで変わりますので、このように時代が大きく変化をしていると、そういう中で学校教育を担う教員の資質能力の向上が必要だということが背景にあると思われまます。

そこで、今回のような国の施策として指標を策定するということに至ったということでございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

ここに、県の教育委員からもらった参考資料があります。この資料をまず説明する前に、スーパーティーチャーというのが一番上のところに書いてあります。スーパーティーチャーというのはたまに聞きますけれども、どういう方がなられるのかというのがちょっと分からないものですから、このスーパーティーチャーはどのような方が認証されるのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

スーパーティーチャー制度についてお答えをいたします。

これは平成20年度から始まりました。なぜ始まったかという、これも学習指導法等はいろいろそれぞれ時代で変わってくるんですけども、非常に指導能力が高い、指導が上手、簡単に言うと、勉強の教え方とか、あるいは子供たちのいろんな能力を發揮させる力が優れていらっしゃる、そういう方を一つの学校にとどめておくのではなくて、そういった素晴らしい先生をスーパーティーチャーとして任用して、いろんな学校に行ってもらおうと、そこで佐賀県全体の教育力を高めようというところが始まりでございます。

現在認証されているのが、本年度2人新しく入りましたので23名、小・中・県立学校で任用されております。

この要件ですけども、原則として年齢が40歳以上となっております。

それと、誰が選ぶかということなんですけれども、自己推薦でもいいですし、当該校の校長が推薦をすると、そして、県教委が面接等をして認証するというようなことになっております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

このスーパーティーチャーが配置されたことによって、学校にどういうふうな変化があったか教えてください。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

私も鹿島市でも、昨年度は小学校に1名、中学校に1名、これはずっとそのの学校にいるというわけではないんですけども、週の半分ほどそのの学校で、特に中学校は数学で配置をいたしました。小学校はいろんな教科等なんですけれども、やはりそのスーパーティーチャーがいるということは、指導法について、まずは先生方が非常に参考になる、先生方がそういった力量を高めると、当然児童・生徒の学力向上につながるということで、これは2年間ほどでしたけれども、鹿島市としては非常に有効な活用ができたと思っております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

次に、佐賀県公立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標というのがここに

あります。ちょっと読ませていただきますと、佐賀県が求める教師像、豊かな人間性、実践的な指導力、粘り強く取り組むたくましさ、キャリアパスとかいってキャリアから昇進してくることで、教頭から校長、教頭から副校長ですね。そして、そのキャリアパスのステージの基礎期①、基礎期②、リーダーとして学校運営を推進する。これは校長、教頭のもので、ですね。深化・充実期、学校のビジョン形成とトップリーダーとしての資質・能力を高める、発展期、学校のトップリーダーとしての経験を波及させ、不断の研修で資質・能力を高める。これはずっと全部の教員の方々になっていますけど、これは一連して、一番最初に挙げられているのが、教職としての素養の中に社会人に求められる基礎的な能力ということで法令遵守というのがあります。その法令遵守について、教育長の考え方を教えてください。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

法令遵守につきましては、公務員だけでなく、人間として非常に大切なことでございます。公務員は特に地方公務員法の30条で規定をされておりますけれども、全体の奉仕者ということで、職務の遂行に当たっては全力を挙げて専念する、職務に専念する義務というのがございます。教職員は、また教育公務員特例法の中で、そういったことが重ねて重要視をされているところでございます。

特に、服務というのは職務上の服務、通常の仕事をしているときの従うべき仕事の内容と、身分上の服務ですね。例えば、兼職の禁止だとか、信用失墜行為の禁止、ですから、仕事を離れた中でもいろんなそういった服務があるということで、まずは信頼される教師と、教師としては、やはり法令遵守を徹底していくこと、これが一番だということで一番最初に挙げられているのではないかと私は考えております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、この指標というのは、この教職員の方々の勤務評定の資料ということでよろしいですか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

先ほどの法令が出来上がるの中身にはこの指標と、いわゆる人事評価とは別物であるというような、これが制定されるとき条件というか、中にはありました。しかし、私も人事評価をやっておりますけれども、人事評価、これは2種類あるんですけれども、その中のリンクをしているのを見ると、割とこの指標と一つ一つ、先ほどありましたように法令

遵守の問題とか、職務遂行能力とか、全く同じではないですけども、やはり指標を参考にしながら、これは能力評価の面なんですけれども、少しリンクをしているところが、これが現状であります。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

これは人事評価とかぶるところがあるわけですね。

そしたら、教職員の方々の人事評価は校長先生がやるわけですね。校長先生の評価というのはどなたが行うんですか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

校長の人事評価については私が行っております。例えば、本年度前期ですけども、5月に初期面談といって1人約1時間程度面接をします。業績評価と能力評価、2種類がございます。業績については3項目ほどありますので、それぞれについて具体的な目標を掲げさせて、数値目標ですね、何%達成するというようなところをやります。能力評価については、先ほどありましたように、法令遵守とか、職務遂行能力、折衝調整力とかございますので、それは決まった指標の中でやっていくということになっております。

それを前期10月の段階でどれくらいできているか、中間面談を、これも1人1時間ずつぐらいして、面談をしたところですよ。そして、中間の評価を私が出すというところでございます。

ただ、書面だけでは出せませんので、日頃から学校に出向いたりして、中身を確認しながら人事評価をやっているところでございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それは一つの教育委員会の権限ということになるわけですね。

権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の教育委員会の職務権限の19の項がありますけれども、この法律が市の教育委員会に権限として学校という県の組織に行使できるのか、そしてまた、この中で、これを見ていると、県の職員さんに対して市の教育委員会が行使できるのか、学校の先生たちは県の職員さんですから、市の行政ができるような権限の根拠というのはどこにあるんでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

いわゆる学校の教員については県費負担教職員と呼ばれております。これは職員の給与が国から3分の1、県から3分の2ということで、各市町村はこの給与については払っていません。どうしてこういうシステムができているかと申しますと、給与水準の確保、一定の確保をすることと、教職員の確保をすること、県内いろんなところがありますので、少ないところでもきちっと教員を配置するというようなこと、あるいは佐賀県全体で人事交流を行うというような目的、そういった目的でこういう県費負担教職員システムというのがございます。

じゃ、市町村は何をやっているのかというと、それぞれの学校の施設設備の管理とか、あるいはいろんな備品の購入とか、運営に係る予算を出しているところでございます。じゃ、職員に対して何もできないかということ、教職員のサービスを監督するのが私たちの主な仕事になってきます。先ほどございましたように、法令遵守の徹底とかというのは、本年度信用失墜行為が出てしましまして非常に御心配と御迷惑をおかけしましたけれども、ああいったときに、まずは市町の教育委員会がきちっと対応をするというようなところが該当したわけでございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

法的根拠というのはなかわけですたいね。あるですか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

教職員のサービスの監督についてお答えします。

これは地教行法の43条にそのサービス監督についての条項がございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

いろいろお聞きしましたが、先生たちも大変厳しい中でお仕事をされていると思います。教職員の方々もこんな厳しい指標というのがまたできまして大変だと思いますけど、日々努力をされていると、市民の皆さんもこれを見て感じていただけたらと思います。この現状を知ることによって、市民の皆さんの学校の先生に対する理解も深まって、協力をしていこうという気持ちになると思います。これからも働き方改革で教員の方々の環境が改善されて、また、教員の資質の向上が図られることにより、子供たちの教育環境が充実していくことと思います。確実な推進をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（角田一美君）

以上で1番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明11日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時7分 散会